# 「愛知県人権尊重の社会づくり条例(仮称)」の骨子案に対する県民意見の概要及び県の考え方

1 前文 23件

意見概要	県の考え方
前文では、日本国憲法や国際条約を遵守する旨明確にすべきである。	この条例は、基本的人権の尊重を保障する日本国憲法の精神や、世界人権宣言にうたわれている理念を踏まえたものであり、不当な差別を始めとするあらゆる人権に関する課題の解消のため、人権尊重の理念の普及をより一層推進することを、前文に盛り込むこととしております。
(同趣旨2件)	
県が主体性をもって人権確立に取り組んでいくという言葉を入れるべきである。 また、実効性のある条例を作るべきである。	本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する施策を推進してきました。条例制定後においては、なお一層、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めてまいります。 また、条例に規定する基本計画や人権に関する相談窓口などの人権施策にしっかり取り組み、実効性のある条例としてまいりたいと考えております。
(同趣旨5件)	
愛知県が人権についての先進県となる決意を前文で示すべきである。 差別はあってはならない、してはいけないものであること、また、憲法14条にあるように「差別されない」権利があることを明記すべきである。	本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する施策を推進してきました。条例制定後においては、なお一層、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めてまいります。また、条例に規定する基本計画や人権に関する相談窓口などの人権施策にしっかり取り組み、実効性のある条例としてまいりたいと考えております。この条例は、基本的人権の尊重を保障する日本国憲法の精神や、世界人権宣言にうたわれている理念を踏まえたものであり、不当な差別を始めとするあらゆる人権に関する課題の解消のため、人権尊重の理念の普及をより一層推進することを、前文に盛り込むこととしております。
(同趣旨2件)	
前文には、人権を尊重し差別をなくすために、基調的な考えを記し、その根拠となる「法」を記述すべきである。 「世界人権宣言」第2条をふまえ、且つ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づいて諸施策を実施することを明記し、人権尊重と共に差別行為は対象となった人びとの人格を否定し、犯罪行為であり、許されないことを明記すべきである。	まえたものであり、不当な差別を始めとするあらゆる人権に関する課題の解消のため、人権尊重の理念の普及をより一層推進することを、前文に盛り込むこととしております。 その他については、御意見としてお伺いしました。
前文に「県、県民及び事業者の責務を明らかにして」を追記すべきである。	「県、県民及び事業者の責務を明らかにして」の文言は、目的に規定することとしております。
別人に「尔、尔凡及い尹未任の貝彷を切りがにして」を担託りべるでめる。	「
愛知県は多くの国籍の方がいることから、外国人の皆が平等で住みやすい県となるような表現を 明記すべきである。	多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進める旨を明記してまいります。
前文について、以下のとおり変更をすることを求める。 ・「郷土愛知」の「郷土」を削除するべきである。 ・「…障害、疾病…」とあるのを、「…障害、ハンセン病など、疾病…」とするべきである。 ・「…全ての個人が自律した存在…」とあるのを、「…全ての住民個人が自律した存在…」とするべきである。 ・「…相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う…」とあるのを、「…相互に人格と個性を尊重し合いながら国籍と世代をこえて支え合う…」とするべきである。	「ハンセン病など」は、「疾病」に包摂されております。 その他については、御意見としてお伺いしました。
人権に関わる問題で最も重要な点は貧困問題であることから、条例案前文で記述するべきであえ	
රං	り込んでまいります。

前文について、以下のとおり変更をすることを求める。 現:「インターネットの発達や、地域社会及び経済社会構造の変化によって」 変更案:「通信手段の高度化に伴う地域社会及び経済社会構造の変化によって」 理由:「インターネット」という仕組みが今後も「インターネット」と呼び続けられるか不明であ るので、より一般的な言葉を使い普遍性を担保すべきであるため。 現:「そこで、多様性を認め合い」 変更案:「そこで、各個人の人としての在り方の多様性を認め合い」 理由:単に「多様性を認め合い」といった場合、それは「社会の多様性」とも解されうるが、より 個々の個人の「在り方としての多様性」を認めあうと、明確に打ち出すべきであるため。	
「国民的課題」であるとされているので、最初に取り上げるのは部落差別とするべきである。	この条例では、それぞれの差別に起因する人の「属性・状態等」について、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と掲げる予定です。この記載の順序は「日本国憲法」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等を参考としており、記載の順序により問題の軽重を表したものではございません。
前文に「疾病その他の事由」とあるが、感染症対応において、差別の防止というルールが恣意的な情報隠しや、非合理的な運用を続ける口実に使われるのではないかと懸念する。	御意見としてお伺いしました。
・多様性を認め合うというならば、認める基軸が必要である。	この条例では、それぞれの差別に起因する人の「属性・状態等」について、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と掲げる予定です。 本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する施策を推進してきました。条例制定後においては、なお一層、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めてまいります。 その他については、御意見としてお伺いしました。
	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に掲げているように、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題(部落差別)、外国人、感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的少数者、その他にも様々な人権をめぐる課題があるものと認識しております。
地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在する」の証拠を明示すべきである。 前文を読むと愛知県民全員が何らかの差別をしているように受け止められる。	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に掲げているように、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題(部落差別)、外国人、感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的少数者、その他にも様々な人権をめぐる課題があるものと認識しております。本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する施策を推進してきました。条例制定後においては、なお一層、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めてまいります。
	見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する施策を推進してきました。条例制定後においては、なお 一層、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されること
	様々な人権課題は、それぞれの背景や取り巻く状況が異なっているものと考えます。条例制定後においては、なお一層、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めてまいります。

2 目的

意見概要	県の考え方
目的の条項には、「差別のない社会の実現」、「差別を受けない社会の実現」といった内容を明 記すべきである。	目的には、差別に限らず「あらゆる人権に関する課題の解消を図る」旨を明記してまいります。
(同趣旨5件)	

## 3 県の責務

5件

意見概要	県の考え方
「県の責務」で、「国及び市町村との連携に努める」に加えて、「国の政策に対して積極的に提言する」を追記すること。	県の責務として、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする旨を明記してまいります。 具体的な施策については、それぞれの実施主体と連携の上、各分野において、人権尊重の社会づくりのための取組を進めてまいります。
県や事業者は差別表現や行為があったと認められた場合は、対応することやその対応について県に報告することを責務として加えてほしい。	県の責務として、人権施策を総合的に策定し、実施する旨と、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする旨を明記してまいります。 具体的な施策については、それぞれの実施主体と連携の上、各分野において、人権尊重の社会づくりのための取組を進めてまいります。 また、事業者の責務として、報告を義務付けるものではありませんが、県が実施する人権施策について協力するよう努めなければならないとしております。
県の責務を「人権施策の推進に当たっては、国及び市町村さらにNPOと必要な連携に努める。」とすること。	県の責務として、人権施策を総合的に策定し、実施する旨と、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする旨を明記してまいります。
「県の責務」の中に、「教育機関において、義務を果たさなければ権利はないという誤った教育を禁止する」を加える必要がある。	県の責務として、人権施策を総合的に策定し、実施する旨と、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする旨を明記してまいります。 具体的な施策については、それぞれの実施主体と連携の上、各分野において、人権尊重の社会づくりのための取組を進めてまいります。
県の責務について「人権尊重と差別のない社会づくりのため」とすること。	県の責務として、人権施策を総合的に策定し、実施する旨と国及び市町村と連携を図りながら協力して、 人権施策の推進に取り組むものとする旨を明記してまいります。 「人権尊重の社会」には、「差別のない社会」も含まれるものと考えております。

### 4 県民の責務

サーボ氏の良物	OH-
意見概要	県の考え方
「愛知県並びに各市町村の業務に携わっている全ての職員は、率先して人権尊重、差別のない社会の実現に向け、研鑽努力しなければならない。」と記すること。	県の責務として、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする旨を明記してまいります。 具体的な施策については、それぞれの実施主体と連携の上、各分野において、人権尊重の社会づくりのための取組を進めてまいります。
(同趣旨2件)	
差別と疑われる表現、行為を発見した際には県に報告する責務があると加えてほしい。	県民の責務として、報告を義務付けるものではありませんが、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならないとしております。
「人権の歴史および、人権とは何かについての理解を深め、人権尊重の社会づくりに…」と、追加してほしい。	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、第3条(基本理念)において、人権教育及び人権啓発は、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、(中略)国民の自主性の尊重(中略)を旨として行わなければならない」と規定されております。また、第6条(国民の責務)において、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と規定されておりますことから、法律の趣旨を踏まえて、条例では、県民の責務として、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに自ら取り組むよう努めるとともに、県が実施する人権施策について協力するよう努める旨の努力義務規定を明記してまいります。
地方自治体が実施している差別をなくしていくための取り組み、例えば、戸籍・住民票等を第三者がとった際に通知する本人通知制度などに登録するなど積極的に行うこと。	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、第3条(基本理念)において、人権教育及び人権啓発は、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、(中略)国民の自主性の尊重(中略)を旨として行わなければならない」と規定されております。また、第6条(国民の責務)において、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と規定されておりますことから、法律の趣旨を踏まえて、条例では、県民の責務として、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに自ら取り組むよう努めるとともに県が実施する人権施策について協力するよう努める旨の努力義務規定を明記してまいります。

県民の責務について、 る。」とすること。	「県民は、	(中略) 県が実施する公開された施策に協力するよう努め	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、第3条(基本理念)において、人権教育及び人権啓発は、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、(中略)国民の自主性の尊重(中略)を旨として行わなければならない」と規定されております。また、第6条(国民の責務)において、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と規定されておりますことから、法律の趣旨を踏まえて、条例では、県民の責務として、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに自ら取り組むよう努めるとともに、県が実施する人権施策について協力するよう努める旨の努力義務規定を明記してまいります。また、県が実施する具体的な人権施策については、県民の皆様に広報するよう努めてまいります。

## 5 事業者の責務

3件

意見概要	県の考え方
	事業者の責務として、報告を義務付けるものではありませんが、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならないとしております。
県や事業者は差別表現や行為があったと認められた場合は、対応することやその対応について県 に報告することを責務として加えてほしい。	
事業者には県内で活動するNPOを含むこととする。	事業者の定義は設けておりませんが、NPOも含むものと考えています。

## 6 基本計画

4件

意見概要	県の考え方
「基本計画」に「基本計画の策定及び変更に当たっては、当事者団体の意見を聴くとともに、公聴会を開催するなど、幅広く県民の意見を聴取する。」を追加すること。県民の主体的参加のためには、意見を出す機会を拡大することが求められると考える。	
基本計画は、実効性のあるものとする。	知事は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画を定めるものとすることを明記してまいります。 基本計画に基づき、各分野の具体的な施策において、公的機関や民間団体等の実施主体と連携の上、人権尊重の社会づくりのための実効性のある取組を進めてまいります。
基本計画について審議する「愛知県人権施策推進審議会」(仮称)の構成員は、人権課題に精通している有権者等に委嘱すると共に、当事者(または、当事者団体代表)を構成員にも委嘱すること。	
差別・人権尊重は教育や環境作りが大切であり、県として示してほしい。	知事は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画を定めるものとすることを明記してまいります。 基本計画に基づき、各分野の具体的な施策において、公的機関や民間団体等の実施主体と連携の上、人権尊重の社会づくりのための実効性のある取組を進めてまいります。

## 7 人権に関する相談

意見概要	県の考え方
	人権に関する相談については、それぞれ分野ごとに県庁内各機関等が設置している相談窓口に加え、新たに人権全般の相談に関する総合窓口を設け、人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談窓口や救済機関への案内を行うことで、相談者一人一人の悩みや問題の解決に向けた支援を行ってまいります。また、新たに設けるこの人権相談窓口では、女性、子ども、DVなど既存の人権相談窓口との連携を進めてまいります。

がある場合は、その被害を救済し苦痛をなくす措置を講じること。	人権に関する相談については、それぞれ分野ごとに県庁内各機関等が設置している相談窓口に加え、新たに人権全般の相談に関する総合窓口を設け、人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談窓口や救済機関への案内を行うことで、相談者一人一人の悩みや問題の解決に向けた支援を行ってまいります。また、各関連機関と連携するなど、体制の強化に努めてまいります。
(同趣旨2件) 相談窓口には、専門性を持った相談員を配置すること。 また、問題の処理について周知・明記してほしい。	
相談しやすい環境を作ってほしい。 差別の解消や解決につながる相談窓口としてほしい。 (同趣旨8件)	<ul><li></li></ul>
人権に関する相談窓口は、ばらばらでわかりづらいので、愛知県として人権に関する窓口を一本化すべきである。 さらに、外国人、女性、未成年等誰も問わずに、多言語に対応しスマホから等、インターネットで相談できるシステムにすべきである。	に人権全般の相談に関する総合窓口を設けるものです。既存の人権相談窓口と連携し、問題の解決に向けた
相談内容を精査する部門を同時に開設すべきである。その上で誠に不当であれば司法を交えて対処する道筋を作ると良い。中には虚偽の申立てを行う者がいるため、精査部門と司法の連携は必須。もちろん、本邦外本邦相互の事である。	人権に関する相談については、それぞれ分野ごとに県庁内各機関等が設置している相談窓口に加え、新たに人権全般の相談に関する総合窓口を設け人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談窓口の案内を行うこととしております。 その他については、御意見としてお伺いました。
何が差別か分からない場合があるため、具体的な差別事例を周知し、気軽にまずは相談できる仕組みを作ってほしい。 また、事業者に対しても何が差別にあたるのか具体的に周知してほしい。	本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に繋げていくこととしております。 人権に関する相談については、専用電話番号を開設し、多くの県民の方にご利用いただけるよう周知してまいります。 その他については、御意見としてお伺いました。

# 8 愛知県人権施策推進審議会(仮称)

	85 <del>1/1</del>

意見概要	県の考え方
「人権施策推進審議会」の在り方については当事者団体の意見を尊重すること、審議会メンバーの構成において、女性の比率を高めることを求める。	この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、それぞれの人権分野に造詣がある学識経験を有する者を構成員とし、中立性・公正性を確保してまいります。
審議会委員の構成が、本条例の決め手になると考える。大切なのは当事者性である。自薦推薦を	また、女性委員の登用を積極的に推進してまいります。
通じ、メンバーを決めてほしい。これまでの行政機関の殻を破るような斬新な審議会委員の選出を 期待する。	なお、審議会の調査事項である基本計画の策定及び変更に際しては、県民意見募集制度 (パブリック・コーメント制度) により、広く県民の皆様の意見を聴いてまいります。
愛知県人権施策推進審議会(仮称)の構成員は、人権課題に精通している有識者等に委嘱すると	
ともに、当事者(または、当事者団体代表)を構成員に委嘱すること。 (同趣旨2件)	
ヘイトスピーチは被害当事者でないと表現の意味や被害実態がわかり得ないことも多く、かつ、	この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、それぞれの人
当事者抜きで当事者に関することを決めてはならないため、愛知県人権施策推進審議会(仮称)には、差別の被害者の当事者性を有する者を入れるよう定めるべきである。	権分野に造詣がある字識経験を有する者を構成員とし、甲立性・公正性を確保してまいります。   本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する審議の際には、日本国憲法が保障する「表現の自由その
	他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意し、表現の意味や被害実態等を把握しつつ、必要に応じて申出を行った者に意見書や資料を提出させることや、審議会の調査審議事項に係る
	活動を行った者に書面により意見を述べさせることにより、慎重かつ厳正に審議できる仕組としてまいりま
(同趣旨56件)	す。

愛知県人権施策推進審議会(仮称)には、LGBTQ、障害者、外国籍の方、高齢者などの当事者を 委員に入れてほしい。 また、当事者の意見を聞き取り、条例に反映させてほしい。	この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、それぞれの人権分野に造詣がある学識経験を有する者を構成員とし、中立性・公正性を確保してまいります。本邦外出身者に対する差別的言動に関する審議の際には、日本国憲法が保障する「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意し、表現の意味や被害実態等を把握しつつ、必要に応じて申出を行った者に意見書や資料を提出させることや、審議会の調査審議事項に係る活動を行った者に書面により意見を述べさせることにより、慎重かつ厳正に審議できる仕組としてまいります。なお、この条例の制定に際しては、県民意見募集制度(パブリック・コメント制度)や「愛知の人権施策に関する有識者会議」の御意見を踏まえて検討しております。
愛知県人権施策推進審議会(仮称)に各当事者を委員とすること。 また、議事内容の周知及び県民による監視が行えるよう、愛知県人権施策推進審議会(仮称)は 公開とし、インターネット中継も行うこと。	この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、それぞれの人権分野に造詣がある学識経験を有する者を構成員とし、中立性・公正性を確保してまいります。 なお、審議会の調査事項である基本計画の策定及び変更に際しては、県民意見募集制度(パブリック・コメント制度)により、広く県民の皆様の意見を聴いてまいります。 変知県人権施策推進審議会(仮称)については、原則公開を予定しております。ただし、会議を公開すると個人の権利利益を侵害するおそれがある場合などについては、愛知県情報公開条例の規定に基づき、非公開とする場合がございます。 また、公開とした審議会の資料及び議事録は、ウェブページ上に公開してまいります。 その他については、御意見としてお伺いしました。
愛知県人権施策推進審議会(仮称)の委員が公平・公正に判断できるか不明であり、偏った判断にならないか心配。議事内容が公表されず、不透明になるのではないか。偏った考え方の人や政治的意図を持った人が被害を偏って取り上げないか不安である。	
不安である。	この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、それぞれの人権分野に造詣がある学識経験を有する者を構成員とし、中立性・公正性を確保してまいります。
愛知県人権施策推進審議会(仮称)の委員は、前文の精神に基づいたメンバーで策定してほしい。	
愛知県人権施策推進審議会(仮称)の委員は、公正・公平な選定が不可欠であり、特定の団体などの介入を許してはならない。 (同趣旨2件)	
愛知県人権施策推進審議会(仮称)委員の選任方針が不鮮明。知事の考えに近いメンバーだけで構成されないようにすべきであり、また、海外の人を審議会委員に含めるのはそぐわないのでは。	
愛知県人権施策推進審議会(仮称)委員の選出根拠は何か。委員の選出理由とその過程を見える 形で行う必要がある。	1
愛知県人権施策推進審議会(仮称)のメンバーの対象分野や人員構成が不明確である。	この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題(部落差別)、外国人、インターネット、性的少数者といった各人権分野に造詣がある学識経験を有する者を構成員とする予定としております。
(同趣旨2件)	この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、それぞれの人権分野に造詣がある学識経験を有する者を構成員とすることを予定しており、各人権分野に関する知識や経歴等を勘案の上選定し、知事が任命します。
愛知県人権施策推進審議会(仮称)の選任に対して透明性と公平性を保つようにすること。	

愛知県人権施策推進審議会(仮称)に非常に懸念がある。国籍条項も何も書かれておらず、どんなイデオロギーの人が委員会に入るかも不明である。	この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、それぞれの人権分野に造詣がある学識経験を有する者を構成員とし、中立性・公正性を確保してまいります。 人権施策に関する基本的な計画の策定及び変更の際や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われたおそれがあると認める場合に、審議会の意見を聴くことを予定しております。 本邦外出身者に対する差別的言動に関する審議の際には、日本国憲法が保障する「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意し、慎重かつ厳正に審議できる仕組としてまいります。
	この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)は、県が実施する人権施策の推進に関する重要事項に関して、知事が意見を聴くものであり、審議会の意見を踏まえて、県が具体的な施策を実施していくこととなります。
り決めるべきである。また、構成員の更迭と審議会判断の無効を住民が簡易に要求できるものでなければならない。	この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、それぞれの人権分野に造詣がある学識経験を有する者を構成員とし、中立性・公正性を確保してまいります。 人権施策に関する基本的な計画の策定及び変更の際や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われたおそれがあると認める場合に、審議会の意見を聴くことを予定しております。 本邦外出身者に対する差別的言動に関する審議の際には、日本国憲法が保障する「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意し、慎重かつ厳正に審議できる仕組としてまいります。 その他については、御意見としてお伺いしました。
(同趣旨2件)	
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する審議においては、日本国憲法で保障された「表現の自由 その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意し、表現の意味や被害実態等 を把握しつつ、慎重かつ厳正に審議を行う必要があると考えます。 その他については、御意見としてお伺いしました。
	愛知県人権施策推進審議会(仮称)においては、人権施策に関する基本的な計画の策定及び変更の際や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われたおそれがあると認める場合に、意見を聴くこととしており、このような人権施策の推進に関する重要事項について、審議してまいります。
とはどのようなことをさすのか。 また、通常審議会は当事者を入れるが、どのように考えているのか。 審議会が設置されるということしかわからない。 人権施策とは何か。 広く高い知識をもち、道理	この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、それぞれの人権分野に造詣がある学識経験を有する者を構成員とし、中立性・公正性を確保してまいります。 愛知県人権施策推進審議会(仮称)においては、人権施策に関する基本的な計画の策定及び変更の際や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われたおそれがあると認める場合に、意見を聴くこととしており、このような人権施策の推進に関する重要事項について、審議してまいります。
審議会はパリ原則を守る。	御意見としてお伺いしました。

## 9 インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と被害者支援に向けた取組

意見概要	県の考え方
	本県では、インターネット上の誹謗中傷等に対して、「インターネットモニタリング事業」を委託事業により実施しており、委託事業者から報告があった書込みのうち、法務省の通知等に照らし、削除することが適当であると判断したものについては、国の人権擁護機関である名古屋法務局に削除要請を行うこととして
インターネット上の誹謗中傷に対して、県が主体となり法的措置を講じる内容を盛り込んでほし	おります。
	として活用できるよう、その書き込みを画像として保存し、提供することとしております。 なお、被害者等からの相談に対しては、新たに設置する人権に関する相談窓口で対応し、プロバイダ等へ の削除要請に係る助言などの被害者支援を図ってまいります。

被害者の定義を個人に限ることなく、地域・人など全てを対象とすること。 インターネット上の誹謗中傷について削除要請を行い、発信者に対して、正しい人権意識を持つよう指導すること。	本県では、インターネット上の誹謗中傷等に対して、「インターネットモニタリング事業」を委託事業により実施しており、委託事業者から報告があった書込みのうち、法務省の通知等に照らし、削除することが適当であると判断したものについては、国の人権擁護機関である名古屋法務局に削除要請を行うこととしております。 また、特定個人を対象とした悪質な書込み等を発見した場合には、被害者からの相談があった場合に証拠として活用できるよう、その書き込みを画像として保存し、提供することとしております。なお、被害者等からの相談に対しては、新たに設置する人権に関する相談窓口で対応し、プロバイダ等への削除要請に係る助言などの被害者支援を図ってまいります。 また、引き続き、インターネット上の誹謗中傷等の未然防止に向けた教育・啓発等の取組を推進してまいります。
	この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。
インターネット上の誹謗中傷を取り締まれるようになってほしい。	
インターネット上の誹謗中傷に対し、県として投稿者にコメントをするようにしてほしい。 また、悪質な場合は罰則が必要である。	御意見としてお伺いしました。 なお、法務省の通知等に照らし、削除することが適当であると判断した書込みについては、国の人権擁護 機関である名古屋法務局に削除要請を行うこととしております。 また、この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実 現に寄与することを目的としており、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することに よって、差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。
インターネット上の誹謗中傷に対し、県が投稿者に何らかの働きかけをすることを盛り込んでほしい。	御意見としてお伺いしました。 なお、法務省の通知等に照らし、削除することが適当であると判断した書込みについては、国の人権擁護機関である名古屋法務局に削除要請を行うこととしております。
インターネット上の誹謗中傷について、県が発信者に注意喚起する仕組みを設けてほしい。	機関である名百座伝榜向に削除安誦を11プこととしてわりより。
インターネット上の誹謗中傷に対し、発信者の特定に努め、勧告もしくは告発をしてほしい。	「プロバイダ責任制限法」では、「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」(権利侵害を受けた被害者本人)が、発信者の情報の開示を請求できる規定となっております。 なお、法務省の通知等に照らし、削除することが適当であると判断した書込みについては、国の人権擁護機関である名古屋法務局に削除要請を行うこととしております。
インターネット上の誹謗中傷について、監視体制を確立すること。 特に悪質な場合は、発信者の特定に努め、その発信者に対し勧告すること。さらに、その発信を 止めない者については告発すること。	本県では、インターネット上の誹謗中傷等に対して、「インターネットモニタリング事業」を委託事業により実施しており、委託事業者から報告があった書込みのうち、法務省の通知等に照らし、削除することが適当であると判断したものについては、国の人権擁護機関である名古屋法務局に削除要請を行うこととしております。 なお、発信者の特定については、「特定電気通信役務提供者の損害倍書責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下プロバイダ責任制限法)」では、「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」(権利侵害を受けた被害者本人)が、発信者の情報の開示を請求できる規定となっております。 特定個人を対象とした悪質な書込み等を発見した場合には、被害者からの相談があった場合に証拠として活用できるよう、その書込みを画像として保存し、提供することとしております。 被害者等からの相談に対しては、新たに設置する人権に関する相談窓口で対応し、プロバイダ等への削除要請に係る助言などの被害者支援を図ってまいります。
悪質な書き込みの発信者に対して、特定ができる場合は、直接啓発を行うべきべきである。 被害者の定義を個人だけでなく、分野ごとの被害者支援も盛り込んでほしい。	「プロバイダ責任制限法」では、「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」(権利侵害を受けた被害者本人)が、発信者の情報の開示を請求できる規定となっております。 なお、インターネット上の誹謗中傷等の未然防止に向けては、引き続き、教育・啓発等の取組を推進してまいります。 その他については、御意見としてお伺いしました。
県民が県に対して通報できる仕組みを設けるべきである。	被害者等からの相談に対しては、新たに設置する人権に関する相談窓口で対応し、プロバイダ等への削除 要請に係る助言などの被害者支援を図ってまいります。
インターネット上の誹謗中傷等に心を痛めている。	この条例には、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」を明記し
インターネット上の誹謗中傷に対処できる施策や規定を条例化してほしい。	<b>-</b> てまいります。
インターネット上の誹謗中傷については、ぜひ条例化してほしい。	
インターネットを中心に基本的人権が侵害される事案が多く発生している。	

インターネット上の誹謗中傷については、ぜひ条例化してほしい。 表現の自由の判断について、専門家の意見を取り入れてほしい。	この条例には、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」を明記してまいります。 その他については、御意見としてお伺いしました。
インターネット上の誹謗中傷をすぐに削除できるよう法整備をしてほしい。	法律の整備に関しましては、自治体ではなく、国会にて議論されるものと考えます。
条例が過度な圧力となり、情報発信の変革を阻害することがあってはならない。 条例の制定は時期尚早である。 モニタリングは、発言の自由と賛同の自由を奪うことになりかねない。 抑止について理解促進を促すのは運営側の役目である。 誹謗中傷の投稿者に対し、県が働きかけることは圧力となる。	条例には、施策の実施に当たっては、「インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意する」旨を明記してまいります。
言論の自由は、公共の福祉に反しない限り、最大限保障されるべき。県の判断での検問は許されない。	

### 10 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組

1724生

10 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組	172件
意見概要	県の考え方
また、催物の内容が本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのあるものについて、公の施設の利用は許可しないとする基準が維持されるべきである。 そして、不当な差別的言動が行われる「公共の場所」の例示に「公の施設」も明記すべきである。 最後に、不当な差別的言動に対して刑事罰を科すことを検討すべきである。	この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消につなげていくこととしており、禁止や罰則の規定は予定しておりません。なお、インターネット上の不当な差別的言動については、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と被害者支援に向けた取組」により対応してまいります。現在、公の施設の利用については、関係法令等に則り、施設管理者により適切に対応しております。この条例制定後も、条例の規定に基づく指針及び関係法令等に則り、施設管理者により適切に対応してまいります。公共の場所については、屋内であっても、不特定多数が出入りできるような状態であるかどうかなど、その時々の利用形態に応じて、道路、公園、広場といった条文中に例示する場所と性質が類似するか否かを判断してまいります。
(同趣旨52件)	
また、不当な差別的言動が行われる「公共の場所」の例示に「公の施設」も明記すべきである。	この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消につなげていくこととしております。 なお、インターネット上の不当な差別的言動については、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と被害者支援に向けた取組」により対応してまいります。 また、公共の場所について、屋内であっても、不特定多数が出入りできるような状態であるかどうかなど、その時々の利用形態に応じて、道路、公園、広場といった条文中に例示する場所と性質が類似するか否かを判断してまいります。

この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ 「本邦外出身者」の定義から「適法に居住するもの」との条件を外し、非正規滞在者を含めるべ て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 きである。 そして、不当な差別的言動を行った者の氏名・名称も公表すべきである。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自 さらに、インターネット上の不当な差別的言動も公表の対象とすべきである。 由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた また、不当な差別的言動に対して刑事罰を科すことを検討すべきである。 取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 不当な差別的言動を行った者の氏名・名称も公表すべきである。 解消につなげていくこととしており、禁止や罰則の規定は予定しておりません。 そして、インターネット上の不当な差別的言動も公表の対象とすべきである。 なお、インターネット上の不当な差別的言動については、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と (同趣旨3件) 被害者支援に向けた取組」により対応してまいります。 インターネット上の不当な差別的言動も対象とすべきである。 また、不当な差別的言動に対して刑事罰を科すべきである。 インターネット上の不当な差別的言動に対してアカウントの停止や刑事罰を科すべきである。 インターネット上の不当な差別的言動も公表の対象とすべきである。 (同趣旨2件) 「本邦外出身者」の定義から「適法に居住するもの」との条件を外し、非正規滞在者を含めるべ この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 きである。 また、公の施設の利用判断では、催しの内容ではなく利用申請者が過去に差別的言動を行い、そ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自 れが継続しているかで判断するべきである。 由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消につなげていくこととしております。 また、施設の利用許可の判断は、日本国憲法で保障されている集会の自由及び表現の自由との関係から、 催しものの内容を考慮せず、過去の差別的言動を行ったか否かのみで判断することは難しいものと考えま このため、公共施設の利用申請に対しては、申請のあった催しの内容によって判断をしていくものと考え ております。 「本邦外出身者」の定義から「適法に居住するもの」との条件を外し、非正規滞在者を含めるべ この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ きである。 て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自 また、不当な差別的言動に対して刑事罰を科すべきである。 由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 不当な差別的言動を行った者の氏名・名称も公表すべきである。 取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 また、差別的取扱いや不当な差別的言動の禁止規定を設けるべきである。 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 不当な差別的言動を行った者の氏名・名称も公表すべきである。 解消につなげていくこととしており、禁止や罰則の規定は予定しておりません。 (同趣旨3件) 不当な差別的言動に対して刑事罰を科すことを検討すべきである。 (同趣旨2件) 差別的取扱いや不当な差別的言動の禁止規定を設けるべきである。 (同趣旨2件) 不当な差別的言動を行う当事者(団体)に対して、差別的言動を直ちに止めるよう勧告し、勧告 に従わない場合は告発するべきである。 (同趣旨2件) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みについて「その概要を公表す この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ る」とあるが、「悪質なものは、それを罰する」といったことまで踏み込むことが抑止につながる て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自 と思う。 由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた また、表現の自由の他に生存権についても記載するべきである。 取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消につなげていくこととしており、禁止や罰則の規定は予定しておりません。 その他については、御意見としてお伺いしました。

今回の条例はありがたいが、これでは差別はなくならないと思う。 この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 外国人への差別(入居差別や就職差別など)とヘイトスピーチを禁止してほしい。 不当な差別的言動を行う当事者に対して、県が差別を止めるよう命令できる制度をつくるべきで 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自 由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた ある。 また、差別的取扱いや不当な差別的言動の禁止規定を設けるべきである。 取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の そして、県に相談窓口を設けることを要求する。 解消につなげていくこととしており、禁止や罰則の規定は予定しておりません。 なお、相談については、「人権に関する相談」により対応してまいります。 「本邦外出身者への不当な差別的言動」について、いわゆるヘイトスピーチ解消法以降に各自治 この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 体で制定された条例を取り入れ、踏み込んだ内容を評価したい。実効性の高い条例となるよう応援 させていただく。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自 由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消」はとても重要だと思う。表現の自由と人権の 取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 尊重を十分考慮した条例を制定すべきである。 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 不当な差別的言動に対する規制を厳格にするべきである。 解消につなげていくこととしております。 「本邦外出身者」の定義から「適法に居住するもの」との条件を外し、非正規滞在者を含めるへ きである。 (同趣旨2件) 「本邦外出身者」に非正規滞在者や難民申請者を含めるべきである。 本邦外出身者だけでなく本邦外にルーツのある者も含めるべきである。 本邦外出身者だけでなく本邦外にルーツのある者も含めるべきである。 この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ そして、不当な差別的言動を行った者の氏名・名称も公表すべきである。 て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 さらに、不当な差別的言動に対して刑事罰を科すべきである。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自 また、人権問題の専門家やマイノリティ当事者で構成される第三者機関で判断を行うべきであ 由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 加えて、県で被害者救済ができる制度を設けることを要求する。 最後に、インターネット上の不当な差別的言動について、県が率先して削除要請することを要求 |解消につなげていくこととしており、禁止や罰則の規定は予定しておりません。 また、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の該当性の判断に当っては、それぞれの人権分野に造詣が する。 ある学識経験を有する者を構成員とする愛知県人権施策推進審議会(仮称)の意見を聴くこととしており、 中立性・公正性を確保してまいります。 なお、人権侵害の被害者の救済については、「人権に関する相談」における人権相談窓口で、一般的な情 報提供や助言、救済機関への案内等を行ってまいります。 また、インターネット上の不当な差別的言動については、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と 被害者支援に向けた取組」により対応してまいります。 (同趣旨2件) 本邦外出身者だけでなく本邦外にルーツのある者も含めるべきである。 この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 また、不当な差別的言動を行う当事者に対して、県が差別を止めるよう命令できる制度をつくる 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自 べきである。 由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた そして、県で被害者救済ができる制度を設けることを要求する。 取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の

解消につなげていくこととしており、禁止や罰則の規定は予定しておりません。

なお、人権侵害の被害者の救済については、「人権に関する相談」における人権相談窓口で、一般的な情 報提供や助言、救済機関への案内等を行ってまいります。

本邦外出身者だけでなく本邦外にルーツのある者も含めるべきである。 この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 そして、不当な差別的言動を行った者の氏名・名称も公表すべきである。 さらに、公の施設の利用判断は、不当な差別的言動が行われたことが公表された後に厳しい対応 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自 由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた をとるべきである。 また、規制型の条例にすべきである。 取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 そして、公表された個人や団体は、施設の貸出や街頭宣伝活動で制限を受けるようにすべきであしていた。広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消につなげていくこととしており、禁止や罰則の規定は予定しておりません。 現在、公の施設の利用については、関係法令等に則り、施設管理者が適切に対応しております。この条例 加えて、警察の役割を明記すべきである。 最後に、県全域での啓発活動を取り組むよう要求する。 制定後も、条例の規定に基づく指針及び関係法令等に則り、施設管理者により適切に対応してまいります。 その他については、御意見としてお伺いしました。 利用規約に反した差別的言動であることを判断するための明確で有効なガイドラインを設けるべ きである。 また、不当な差別的言動に対して刑事罰を科すべきである。 そして、県が管轄する施設等において利用規約に反して差別的言動等が行われた場合は、県は許 |可を取り消し、行為を中止させるべきである。 さらに、不当な差別的言動が行われる蓋然性が高い公共の場所の利用の場合、中止を決定できる 判断力と権限を有する者が現場に常駐し監視するべきである。 不当な差別的言動を行った者の氏名・名称も公表すべきである。 この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ また、催物の内容が本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのあるものについ て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 て、公の施設の利用は許可しないとする基準が維持されるべきである。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自 そして、不当な差別的言動が行われる「公共の場所」の例示に「公の施設」も明記すべきであ 由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消につなげていくこととしております。 現在、公の施設の利用については、関係法令等に則り、施設管理者が適切に対応しております。この条例 制定後も、条例の規定に基づく指針及び関係法令等に則り、施設管理者により適切に対応してまいります。 公共の場所については、屋内であっても、不特定多数が出入りできるような状態であるかどうかなど、そ の時々の利用形態に応じて、道路、公園、広場といった条文中に例示する場所と性質が類似するか否かを判 断してまいります。 不当な差別的言動を行った者の氏名・名称も公表すべきである。 この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 また、催物の内容が本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのあるものについ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自 て、公の施設の利用は許可しないとする基準が維持されるべきである。 由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消につなげていくこととしております。 現在、公の施設の利用については、関係法令等に則り、施設管理者が適切に対応しております。この条例 制定後も、条例の規定に基づく指針及び関係法令等に則り、施設管理者により適切に対応してまいります。 不当な差別的言動が行われる「公共の場所」の例示に「公の施設」も明記すべきである。 屋内であっても、不特定多数が出入りできるような状態であるかどうかなど、その時々の利用形態に応じ て、道路、公園、広場といった条文中に例示する場所と性質が類似するか否かを判断してまいります。 催物の内容が本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのあるものについて、公 現在、公の施設の利用については、関係法令等に則り、施設管理者が適切に対応しております。この条例 の施設の利用は許可しないとする基準が維持されるべきである。 制定後も、条例の規定に基づく指針及び関係法令等に則り、施設管理者により適切に対応してまいります。 また、不当な差別的言動が行われる「公共の場所」の例示に「公の施設」も明記すべきである。 公共の場所については、屋内であっても、不特定多数が出入りできるような状態であるかどうかなど、そ の時々の利用形態に応じて、道路、公園、広場といった条文中に例示する場所と性質が類似するか否かを判 断してまいります。 差別煽動団体による県施設利用が明らかになった場合に寄せられる県民からの情報を有効活用す 現在、公の施設の利用については、関係法令等に則り、施設管理者が適切に対応しております。この条例 制定後も、条例の規定に基づく指針及び関係法令等に則り、施設管理者により適切に対応してまいります。 ることを規定するべきである。 そして、差別煽動団体に対しては、不当な差別的言動を行う前提で対応し、県民からの情報を不 その他については、御意見としてお伺いしました。 当な差別的言動を行う蓋然性の根拠として活用する運用の仕組みを要求する。

愛知県警は、過去に不当な差別的言動が認められた団体等が公共の場所の使用申請を求めた場合 過去に不当な差別的言動が認められた団体等からの使用許可申請について、その内容にかかわらず報告を ご審議会及び知事に報告することを規定するべきである。 求めることは、日本国憲法で保障されている集会の自由及び表現の自由との関係から、適切でないと考えま また、愛知県警は、過去に不当な差別的言動が認められた団体等からの使用申請について、その 態様が悪質なものは審議会の判断を仰ぐ規定を設けるべきである。 その他については、御意見としてお伺いしました。 さらに、知事は、審議会の担当官を予め現場に派遣し、現場において不当な差別的言動が認めら れた場合には使用許可を取り消すことができるとの規定を設けるべきである。 公の施設の利用許可の判断は、複数人の有識者による議論が公開された上での判断を望む。ま 公の施設の利用許可の判断は、条例の規定に基づく指針及び関係法令に基づき、各施設管理者が判断して た、議事録の公開を望む。 いくことになります。一方で、申請内容から本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われる蓋然性が高 い場合などには、愛知県人権施策推進審議会(仮称)に意見を聴くことができるようにしていきます。 愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、原則公開を予定しております。ただし、会議を公開する と個人の権利利益を侵害するおそれがある場合などについては、愛知県情報公開条例の規定に基づき、非公 開とする場合がございます。 また、公開とした審議会の資料及び議事録は、ウェブページ上に公開してまいります。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動だけでなく、本邦外出身者からの本邦出身者に対する不 この条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、 当な差別的言動も対象に含めるべきである。 障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めと したあらゆる人権に関する課題の解消のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図 (同趣旨39件) り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しています。 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の「本邦外 | また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を踏まえ、差 |出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許される 別的言動の対象となりやすい本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する条項を設けておりますが、本 との理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること」との附帯決議の内容について、 邦外出身者以外の者に対する不当な差別的言動についても許されないものと考えております。 条文に明記するべきである。 (同趣旨4件) 日本人が差別された場合も規定するべきである。 不当な差別的言動の公表について、国籍や出自に関わらず同一の対応をするべきである。 この条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、 障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めと (同趣旨2件) したあらゆる人権に関する課題の解消のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の「本邦外 り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しています。 |出身者に対する不当な差別的言動|以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許される また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を踏まえ、差 との理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること」との附帯決議の内容について、 別的言動の対象となりやすい本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する条項を設けておりますが、こ 条文に明記するべきである。 の条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じて、全 また、不当な差別的言動の公表について、国籍や出自に関わらず同一の対応をするべきである。 ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを条例の目的に掲げており、本邦外出身者以外の者に 対する不当な差別的言動についても許されないものと考えております。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動だけでなく、本邦外出身者からの本邦出身者に対する不 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要の公表は、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 当な差別的言動も対象に含めるべきである。 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の また、不当な差別的言動の公表について、国籍や出自に関わらず同一の対応をするべきである。 解消につなげていくこととしており、発言者を限定した公表や禁止・罰則の規定を設ける予定はありませ  $\lambda_{\circ}$ (同趣旨4件) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動だけでなく、本邦外出身者からの本邦出身者に対する不 この条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、 当な差別的言動も対象に含めるべきである。 障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めと また、不当な差別的言動の公表について、国籍や出自に関わらず同一の対応をするべきである。 したあらゆる人権に関する課題の解消のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図 そして、条例制定後に罰則を設けることがないようにするべきである。 り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しています。 また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を踏まえ、差 もし罰則を設けるように条例の改正を行う場合には、その都度県民に対して説明し、意見を聴く 別的言動の対象となりやすい本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する条項を設けておりますが、こ べきである。 の条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じて、全 ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを条例の目的に掲げており、本邦外出身者以外の者に 対する不当な差別的言動についても許されないものと考えております。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要の公表は、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消につなげていくこととしており、発言者を限定した公表や禁止・罰則の規定を設ける予定はありませ その他については、御意見としてお伺いしました。 (同趣旨2件)

この条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、 本邦外出身者に対する不当な差別的言動だけでなく、本邦外出身者からの本邦出身者に対する不 障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めと 当な差別的言動も対象に含めるべきである。 また、不当な差別的言動の公表について、国籍や出自に関わらず同一の対応をするべきである。 したあらゆる人権に関する課題の解消のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図 そして、罰則は設けるべきではないが、不当な差別的言動に罰則を設ける場合には、本邦外出身┃り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しています。 者も対象にすべきである。 また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を踏まえ、差 加えて、公の施設の利用基準は、反日展示ができないような基準を設けるべきである。 別的言動の対象となりやすい本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する条項を設けておりますが、こ の条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じて、全 ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを条例の目的に掲げており、本邦外出身者以外の者に 対する不当な差別的言動についても許されないものと考えております。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要の公表は、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消につなげていくこととしており、発言者を限定した公表や禁止・罰則の規定を設ける予定はありませ 現在、公の施設の利用については、関係法令等に則り、施設管理者が適切に対応しております。この条例 制定後も、条例の規定に基づく指針及び関係法令等に則り、施設管理者により適切に対応してまいります。 不当な差別的言動の公表について、国籍や出自に関わらず同一の対応をするべきである。 この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ また、罰則は設けるべきではないが、不当な差別的言動に罰則を設ける場合には、本邦外出身者 て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 も対象にすべきである。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要の公表は、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消につなげていくこととしており、発言者を限定するような内容の公表は予定しておりません。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自 由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消につなげていくこととしており、禁止や罰則の規定は予定しておりません。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動だけでなく、本邦外出身者の本邦出身者に対する不当な この条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、 差別的言動も対象に含めるべきである。 障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めと また、行政が不当な差別的言動の判断を行うべきではない。 したあらゆる人権に関する課題の解消のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図 り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しています。 (同趣旨2件) また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を踏まえ、差 本邦外出身者に対する不当な差別的言動だけでなく、本邦外出身者の本邦出身者に対する不当な 別的言動の対象となりやすい本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する条項を設けておりますが、本 差別的言動も対象に含めるべきである。 邦外出身者以外の者に対する不当な差別的言動についても許されないものと考えております。 また、条例制定によって表現の自由を制限することに反対である。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の判断は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向 そして、一部の関係者の意向で偏った社会正義に基づく判断・運用がなされないか不安である。 けた取組の推進に関する法律」を勘案しつつ、審議会の意見を聞いた上で、適切に判断してまいります。 また、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の判断においては、「表現の自由その他日本国憲法の保障 日本人が外国人に不当な差別的言動を行った場合には罰則があって、外国人が日本人に不当な差 する国民の自由と権利」を不当に侵害しないように留意して判断してまいります。 別的言動を行うことが許される条例には反対である。 外国人を取り締まることのできない条例は害にしかならないものである。 そして、現状では、不当な差別的言動の認定が恣意的に運用されかねないので、司法に委ねるべ きである。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動だけでなく、本邦外出身者の本邦出身者に対する不当な この条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、 障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めと 差別的言動も対象に含めるべきである。 そして、区別と差別の境界を明記するべきである。 したあらゆる人権に関する課題の解消のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図 り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しています。 また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を踏まえ、差 別的言動の対象となりやすい本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する条項を設けておりますが、本 邦外出身者以外の者に対する不当な差別的言動についても許されないものと考えております。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の判断は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向 けた取組の推進に関する法律」を勘案しつつ、審議会の意見を聞いた上で、適切に判断してまいります。 その他については、御意見としてお伺いしました。 (同趣旨2件)

この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ 不当な差別的言動に罰則を設ける場合には日本人のみでなく、本邦外出身者も対象にすべきであ て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 また、審議会の意見を聞いた上でその概要の公表を行う場合は、日本人のみを対象にすべきであ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要の公表は、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当 するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の る。 解消につなげていくこととしており、発言者を限定した公表や禁止・罰則の規定を設ける予定はありませ また、この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、それぞ れの人権分野に造詣がある学識経験を有する者を構成員とし、中立性・公正性を確保してまいります。 不当な差別的言動の判断は、第三者に託し、本邦外出身者が不当な差別的言動を判断できない仕 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の判断は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向 けた取組の推進に関する法律」を勘案しつつ、審議会の意見を聞いた上で、適切に判断してまいります。 組みにするべきである。 なお、この条例で設置する知事の附属機関である愛知県人権施策推進審議会(仮称)については、それぞ れの人権分野に造詣がある学識経験を有する者を構成員とすることを予定しております。 罰則は設けるべきではない。 この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ そして、公表する情報に氏名住所顔写真を含むべきではない。 て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 また、愛国者に対する恣意的な排除が行われるのではないかと危惧するため、公の施設に関する 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由 条項は削除するべきである。 と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取 組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当す るかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解 消につなげていくこととしており、発言者を特定するような内容の公表や禁止、罰則の規定は予定しており ません。 現在、公の施設の利用については、関係法令等に則り、施設管理者が適切に対応しております。この条例 制定後も、条例の規定に基づく指針及び関係法令等に則り、施設管理者により適切に対応してまいります。 この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じ 日本人が本邦外出身者に対して不当な差別的言動を行った場合にのみ罰則(罰金)を設けること て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 |は、法の下の平等に反する行為であり、合理的理由は一切ないものである。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、日本国憲法で保障された「表現の自由」を不当に侵 害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法 律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民の 皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消につなげていくこ ととしており、禁止や罰則の規定は予定しておりません。 また、この条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、 門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を 始めとしたあらゆる人権に関する課題の解消のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解 消を図り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しています。 この条例では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を踏 まえ、差別的言動の対象となりやすい本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する条項を設けておりま すが、本邦外出身者以外の者に対する不当な差別的言動についても許されないものと考えております。 不当な差別的言動について明確な定義を規定するべきである。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の定義は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向 けた取組の推進に関する法律(平成二十八年法律第六十八号)第二条に規定する本邦外出身者に対する不当 また、本邦外出身者の発言についても一律に同じ判断基準で評価されるべきである。 そして、他の自治体ののヘイトスピーチ条例を反面教師として、よく考えて議論し、慎重に制定 な差別的言動」とすることとしております。 また、その判断は、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよ するべきである。 う条文に記載しつつ、審議会の意見を聞いた上で、適切に判断してまいります。 - この条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、 障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めと したあらゆる人権に関する課題の解消のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図 り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しています。 また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を踏まえ、差 別的言動の対象となりやすい本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する条項を設けておりますが、本 邦外出身者以外の者に対する不当な差別的言動についても許されないものと考えております。 その他については、御意見としてお伺いしました。

この条例は、外国政府に対して意見を述べることも解釈によって制限されるおそれを含むものである。 そこで、不当な差別的言動を制限するためには、具体的な禁止ワードを設定するべきである。	この条例は、外国政府に対する意見について制限するものではありません。 また、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関して、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民 の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向 けた取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に 該当するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言 動の解消につなげていきたいと考えております。
罰則を伴うヘイトスピーチ条例には反対である。 また、不当な差別的言動の概念が曖昧である。	この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消につなげていくこととしており、禁止や罰則の規定は予定しておりません。 また、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の判断は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案しつつ、審議会の意見を聞いた上で、適切に判断してまいります。
愛知県が不当な差別的言動の判断を行うべきではない。	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の判断は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案しつつ、審議会の意見を聞いた上で、適切に判断してまいります。
外国人が罪を犯した場合に批判しにくくなり、国外退去を求める声が封じ込められる恐れがある。 また、不当な差別的言動について条例に定めることは、愛知県警の足を引っ張ることに繋がるものである。	本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかは、当該言動の背景、前後の文脈、条文の趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断するため、本邦外出身者に対する言動を一律に封じ込めるものではありません。
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消」の項目には反対である。 (同趣旨4件) 不当な差別的言動に関する条文は削除するべきである。	この条例は、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めるための、包括的な人権条例とすることを基本としつつ、人権に関する法律の制定状況や、最近の人権課題の動向、また、「愛知県男女共同参画推進条例」や「愛知県障害者差別解消推進条例」など、本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況も踏まえて、「インターネット上の誹謗中傷の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」、「常落差別のない社会づくりに向けた取組の推進」、「性的指向及
	び性自認の多様性に関する県民の理解の増進に向けた取組の推進」に関する規定を設けた条例としております。
条例を制定させることは、この条例を根拠に本邦外出身者による不当な要求を盛んにするものである。  今まで差別をしてこなかった人達に差別の意識を向けさせ、大きな差別に繋がらないか不安である。	この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消につなげていくこととしております。
悪意ではない批判をしても誹謗中傷と判断されないか不安である。 また、批判的なコメントに対して誹謗中傷と言われ、表現の自由が奪われないか不安である。 そして、今後罰則化や過剰に取り締まりが行われることにならないか不安である。	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の定義は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成二十八年法律第六十八号)第二条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とすることとしております。 その判断は、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう条文に記載しつつ、審議会の意見を聞いた上で、適切に判断してまいります。 また、この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民の皆様に周知し、理解を深めることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消につなげていくこととしており、禁止や罰則の規定は予定しておりません。

意見概要	県の考え方
インターネットの出現で部落差別のあり方が変わってきたように、何年かごとに見直しをし、時代に合った条例であるようにすべきである。 また、部落差別を助長するようなインターネット上での書き込み等、そのような行為をできないようにする条例としてほしい。	く社会状況の変化等に応じて、適切に対応してまいります。
インターネットの出現で部落差別のあり方が変わってきたように、何年かごとに見直しをし、時代に合った条例であるようにすべきである。 (同趣旨4件)	人権施策は、人権を取り巻く社会状況の変化等を踏まえたものであることが必要ですので、人権を取り巻く社会状況の変化等に応じて、適切に対応してまいります。
不当な差別的な言動については、単に「啓発等の施策を実施する」だけでなく、その当事者(団	この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、勧告や告発の規定を設ける予定はありません。
「今もなお存在する部落出身者に対する不当な差別的言動の解決に向けて」と明記すべきである。	この条例の前文では、今もなお、社会的身分や門地による差別が存在するとし、その解決のため、人権尊重の理念の普及をより一層推進することとしております。 また、「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた条項としてまいります。
インターネット上の差別的な書き込みは絶対に許されるものではなく、罰則を設けるべきである。	この条例では、「部落差別の解消に向けた取組の推進」の条項のほか、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」の条項も設けてまいります。これらの取組の推進により、インターネットの適正利用が図られ、かつ、部落差別の解消を目指してまいります。また、この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。
(同趣旨2件)	
部落差別はあってはならないものであり、差別をなくすという県としての意志をはっきり書いた条例とすべきである。 また、インターネット上の差別的な書き込みは絶対に許されるものではなく、罰則を設けるべきである。	こととしております。これに基づき部落差別の解消に向けた取組を、より一層推進してまいります。
(同趣旨4件)	この条例では、「部落差別の解消に向けた取組の推進」の条項のほか、「インターネット上の誹謗中傷等
インターネット上で部落差別がひどいので、これをなくせるような条例にしてほしい。 (同趣旨8件)	の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」の条項も設けてまいります。これらの取組の推進により、インターネットの適正利用が図られ、かつ、部落差別の解消を目指してまいります。
同和差別を助長するような事象が多くみられる。特に同和地区名を公表して、かつての地名総鑑のようなものを作ることがないようにすべきである。 インターネットでの被差別部落公開などは現代における差別として取り組むべきである。	_
インターネット上で部落差別がひどいので、これをなくせるような条例にしてほしい。 また、骨子案には部落差別について啓発等の施策を実施するとしか書かれていないが、ヘイトス ピーチ解消の項目と同様の取組をすべきである。	この条例では、「部落差別の解消に向けた取組の推進」の条項のほか、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」の条項も設けてまいります。これらの取組の推進により、インターネットの適正利用が図られ、かつ、部落差別の解消を目指してまいります。 その他については、御意見としてお伺いしました。
骨子案には部落差別について啓発等の施策を実施するとしか書かれていないが、ヘイトスピーチ 解消の項目と同様の取組をすべきである。	御意見としてお伺いしました。 なお、この条例は、包括的な人権条例を基本としつつ、「部落差別の解消に向けた取組の推進」の条項を 設けることとしております。これに基づき部落差別の解消に向けた取組を、より一層推進してまいります。

愛知県が部落差別撤廃、人権確立に向けた先進県として、全国でも愛知県が中心となって部落差別撤廃条例をつくってほしい。 また、インターネットの出現で部落差別のあり方が変わってきたように、何年かごとに見直しをし、時代に合った条例であるようにすべきである。	こととしております。これに基づき部落差別の解消に向けた取組を、より一層推進してまいります。
愛知県が部落差別撤廃、人権確立に向けて先進県になるべきである。	この条例は、包括的な人権条例を基本としつつ、「部落差別の解消に向けた取組の推進」の条項を設ける こととしております。これに基づき部落差別の解消に向けた取組を、より一層推進してまいります。
	部落差別に関する問題の正しい理解を促進するため、地域の実情に応じた教育及び啓発その他の施策を実施してまいります。 この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、指導・助言等の措置に係る規定を設ける予定はありません。
「部落差別を始めとする血筋、家柄などを重視した考え方が人間の尊厳を奪い、結婚や就職の差別を生み出すことへの理解を促進する」との文言を条文に追加してほしい。	御意見としてお伺いしました。
インターネットの出現で部落差別のあり方が変わってきたように、何年かごとに見直しをし、時代に合った条例であるようにすべきである。 また、罰則があると抑止力になると思う。	人権施策は、人権を取り巻く社会状況の変化等を踏まえたものであることが必要ですので、人権を取り巻く社会状況の変化等に応じて、適切に対応してまいります。 また、この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。
部落差別はあってはならないものであり、差別をなくすという県としての意志をはっきり書いた 条例とすべきである。	この条例は、包括的な人権条例を基本としつつ、「部落差別の解消に向けた取組の推進」の条項を設ける こととしております。これに基づき部落差別の解消に向けた取組を、より一層推進してまいります。 また、この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実
すでに人権条例のある県や市町村に後れを取らない条例にしてほしい。 また、罰則を設けるべきである。 部落差別のない社会づくりに向けた取組を強力的に速効に進めること。実効性のある条例を作る べきである。 また、罰則を設けるべきである。	現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、 差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。
	この条例では、「部落差別の解消に向けた取組の推進」の条項のほか、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」の条項も設けてまいります。これらの取組の推進により、インターネットの適正利用が図られ、かつ、部落差別の解消を目指してまいります。また、この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。
	この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。
(同趣旨4件)	マのタだ(マ) は、おおそり()を用して用用のアナンの地位の大は(マナルを地方用が散がする
皆が関心を持つよう、取組を継続していくことを明記してほしい。 	この条例では、部落差別に関する問題の正しい理解を深めるための地域の実情に応じた教育及び啓発その他の施策を実施することを明記することとしております。
条例とすべきである。	この条例では、「部落差別の解消に向けた取組の推進」の条項のほか、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」の条項も設けてまいります。これらの取組の推進により、インターネットの適正利用が図られ、かつ、部落差別の解消を目指してまいります。また、この条例は、包括的な人権条例を基本としつつ、「部落差別の解消に向けた取組の推進」の条項を設けることとしております。これに基づき部落差別の解消に向けた取組を、より一層推進してまいります。

今なお部落差別が解消されていなので、国が本腰をいれて取り組み、国民に対して部落差別する 行為は人間として恥ずかしいことだと理解してもらうようにすべきである。 また、差別行為は犯罪と同じだと思うので、その旨条例に明記し、差別をした人に対し、県が注 意などできるような規定を設けるべきである。 まなどできるような規定を設けるべきである。 また、この条例は、包括的な人権条例を基本としつつ、「部落差別の解消に向けた取組の推進」の条項を設 こととしております。これに基づき部落差別の解消に向けた取組を、より一層推進してまいります。 また、この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会 現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによっ 差別の解消を目指しており、指導、助言等の措置に係る規定を設ける予定はありません。 その他については、御意見としてお伺いしました。	:の実
での個にしていては、何思光としてお同いしよした。	
実効性のある条例とし、罰則を設けるべきである。また、インターネット上で差別がひどいときはすぐ削除するようにすべきである。 この条例は、包括的な人権条例を基本としつつ、「部落差別の解消に向けた取組の推進」の条項を設また、インターネット上で差別がひどいときはすぐ削除するようにすべきである。 こととしております。これに基づき部落差別の解消に向けた取組を、より一層推進してまいります。また、この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによっ差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。 インターネットモニタリングにより悪質な書込みを認知した場合は、必要に応じて法務局等に削除要してまいります。	の実って、
部落差別をなくせるような条例とすべきである。	:ける
インターネット上の差別的な書き込みは絶対に許されるものではなく、罰則を設けるべきである。	然防
「部落差別の解消」と言いながら、旧身分の違いによる新たな垣根を人為的にしかも法的につくることは、部落差別の固定化、永久化の道となり、新たな差別をうみだしかねないので、条例化に反対する。 「部落差別の解消の推進に関する法律」の「附帯決議」では、「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等」が「部落差別の解消を阻害していた要因」という認識を前提に、その点について「対策を講ずる」ことに「格段の配慮」を求めている。こうした視点を踏まえて県条例のあり方も検討すべきである。  (同趣自3件) この条例は、多様性を認め合い、また、相互に人権と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取りることのない人権尊重の社会づくりを進めるための、包括的な人権条例を基本としつつ、人権に関する法別の人権課題に関する条例の制定状況、さらには、最近の人権課題の動向を踏まえて、おります。 2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、地方公共団体は、部落差別のを講する」ことに「格段の配慮」を求めている。こうした視点を踏まえて県条例のあり方も検討すべきである。 (同趣自2件)	る た た 解 消 れ て
部落差別問題が人権問題として愛知県で特別な課題となっているのか疑問。項目を設けることは、故のない差別を固定化することになりかねない。  この条例は、多様性を認め合い、また、相互に人権と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取りれることのない人権尊重の社会づくりを進めるための、包括的な人権条例を基本としつつ、人権に関す律や本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況、さらには、最近の人権課題の動向を踏まえ例としております。 2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、地方公共団体は、部落差別の緊急に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとさおります。	で た 条 ) 解消
(同趣旨3件)	

意見概要	県の考え方
職場におけるトランスジェンダー当事者に対するハラスメントや差別的行為への取組は喫緊の課題である。性的指向・性自認を理由とする差別が許されないことを明示し、いっそうの県民への啓発を期待する。 アウティングは、パワーハラスメント防止法にも記されている人権侵害行為の一つであり、条例にアウティングの禁止を盛り込むことを要望する。 あわせて性的少数者のカップルは行政の施策の対象から漏れ、公営住宅の申込から排除され、また公立病院においても家族として扱われないことにより不安を感じながら生活をしている。県は、性的マイノリティのカップルを施策の対象として位置づけ、異性カップルと比べて差別的取扱いをしていないか点検するよう要望する。	て、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としており、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって差別の解消を目指してまいりたいと考えております。本県では「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」において、性的少数者の人権を重要課題の一つとして掲げ、教育や啓発等の施策を実施してまいりました。今後も、この条例に基づき、アウティング防止を含め、性的指向及び性自認の多様性に関する理解増進に向けた取組を推進してまいります。また、この条例では、県が実施する事務事業において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努め
条例の制定に合わせ、愛知県でもパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度を条例または要綱により導入してほしい。同性同士で事実婚関係をもって暮らしている人はたくさんいるので、事実婚として等しい保護を求める。 (同趣旨3件)	同性パートナーシップ制度が広く県民の皆様に理解されるためには、性的指向や性自認に関する正しい認識を深めることが必要と考えております。このため、この条例では、性的指向及び性自認の多様性に関する理解増進に資する教育や啓発等の施策の実施について規定しております。 同性パートナーシップ制度の導入については、今後、性的少数者に対する理解増進のための施策に取り組んでいく中で研究してまいります。
性的少数者への差別的な取扱いを禁止する規定及びアウティングの禁止規定をつくり、性的少数者に対する問題に対応してほしい。 また、愛知県でもパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度を導入することを要望する。 (同趣旨2件)	この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発等に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としており、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって差別の解消を目指してまいりたいと考えております。本県では「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」において、性的少数者の人権を重要課題の一つとして掲げ、教育や啓発等の施策を実施してまいりました。今後も、このに基づき、アウティング防止を含め、性的指向及び性自認の多様性に関する理解増進に向けた取組を推進してまいります。また、同性パートナーシップ制度が広く県民の皆様に理解されるためには、性的指向や性自認に関する正
LGBTQ当事者へのアウティングや差別、嫌がらせ行為を条例で禁止してほしい。 以下の内容を含むパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度について条例で規定することを 求める。 ・公正証書を提出した際に、「公正証書受領証」を発行すること。 ・「宣誓の場」は当事者が違和感を抱いているので設けないこと。 ・LGBTQ当事者限定ではなく、事実婚を含む広い制度とすること。 ・居住する地区が異なる場合も使用できるものであること。 ・ファミリーシップ制度として、子どもを含め家族として認めること。	しい認識を深めることが必要と考えております。このため、この条例では、性的指向及び性自認の多様性に

「性的指向及び性自認の多様性に関する県民の理解促進に向けた取組」については、条例から削除するか、以下のとおり明記してほしい。

- ・性的少数者だけでなく性的多数者にも配慮すること
- ・性別で分けられた空間を自身の性自認に合わせて使用できるようにしないこと

条例化することでトランスジェンダーを装った犯罪行為のような大きな問題が起きる可能性があり、リスクが大きいと考える。

性的少数者の差別解消が県として喫緊の重要課題であるならば、条例で一括りにするのではなく、個々に対応し心のケアに努めるなど、他に出来る事があると考える。

(同趣旨2件)

ております。

ついて規定しております。

「性自認」という概念を条例に規定することに反対する。

現在日本に先んじて性自認を認めている国では、トランスジェンダー装った男性による性犯罪が 問題になっている。

公共トイレやプールの更衣室など公共の場において、女性の安全に配慮していただき、女性のスペースの権利を奪うことの無いようにしていただきたい。

(同趣旨8件)

トランスジェンダー差別はあってはならないと考えるが、「性自認」については曖昧さがあると思う。国際的にも国内的にも「性自認」による差別を禁じる流れだとは思うが、性別違和がなく身体男性のまま性自認女性の人が女性のトイレや更衣室・公衆浴場などに入られることを懸念している。

女性の活躍のために設けられた女性枠やスポーツ競技などの場でシス女性の権利がどのように守られるかも気がかりであり、この点の議論を深め広く県民の理解を得た上で進めていただきたい。

「性自認」という言葉が用いられているが、女性を装った犯罪が起きている国もあり、「性自認」という言葉を条例に入れることに強く反対する。

また、性の多様性を曲解した「男女共同トイレ」が日本のあちこちの学校にも存在している。多感な年頃にこのような設備は多いに疑問であり、県は現場の教師や児童に調査をし、実態を把握していただきたい。

自身もバイセクシャルであるが、性的指向については、ごく一部の人が人権を訴えているだけで、自身の周囲の当事者は何とも思っていない。条例化が、すでに受け入れられている性的指向者に対して、新たな差別の火種となる可能性があり、賛成できない。

性同一性障害の方については、条例よりも先に相談窓口など生活面での支援を整備、周知する方が重要と考える。

また、スポーツ競技、公共のトイレの使用等における女性への保護について、全く検討されておらず、むしろ圧倒的多数である女性が住みにくい世の中になってしまうと思う。

- 性的指向及び性自認の多様性に係る問題は、性的少数者のみならず全ての人に関わる問題であると認識し ております。

性的指向及び性自認の多様性に係る問題は、性的少数者のみならず全ての人に関わる問題であると認識し

こうした問題を解消するためには、性的指向や性自認に関する正しい認識を深めることが必要であること

から、この条例では、性的指向及び性自認の多様性に関する理解増進に資する教育や啓発等の施策の実施に

犯罪行為が許されないことは言うまでもありません。事業の実施にあたっては、事業ごとの課題も含め検

討し、全ての人が安心し、心豊かに暮らせる愛知の実現に努めてまいります。

こうした問題を解消するためには、性的指向や性自認に関する正しい認識を深めることが必要であることから、この条例では、性的指向及び性自認の多様性に関する理解増進に資する教育や啓発等の施策の実施について規定しております。

また、この条例では、「人権に関する相談に対応する窓口の設置」について明記し、新たに設置する人権相談窓口においては、人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談窓口や救済機関への案内を行うことで、相談者一人一人の悩みや問題の解決に向けた支援を行ってまいります。

性的指向及び性自認に関して多様性に配慮すべきではない。

本県では、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」において、性的少数者の人権を重要課題の一つとして掲げ、教育や啓発等の施策を実施してまいりました。今後も、あらゆる差別の解消と人権に関する課題解決のため、人権に関する教育・啓発等の施策を進めてまいります。

## 13 条例全体に関すること

(条例制定に対する意見)

意見概要	県の考え方
愛知県が先頭を切って、社会から差別がなくなるように、条例を作っていただきたい。	この条例により、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り 残されることのない人権尊重の社会づくりを進めてまいります。
(同趣旨4件)	
この条例に賛成である。各種SNS等で人種差別的な書込みを目にすることが多い。この条例が そういったことへの抑止力になることを期待する。	本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があるとの認識の下、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。
骨子内容を見ると、これはかつて国会で廃案になった人権擁護法案と類似しており、条例制定に 断固反対である。	この条例は、人権に関する教育・啓発、人権に関する相談に対応する窓口の設置などを具体的な施策として位置付けており、廃案となった人権擁護法案とは異なるものです。
「日本人へのヘイトクライム」には対応しているのか。 安易な条例制定は、問題が発生した際の穏当な意見まで委縮させる恐れがあり、条例の必要性に 疑問を感じる。	「表現の自由」は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置付けられており、施策の実施に当っては、「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を 不当に侵害しないように留意してまいります。
恋意的あるいは拡大解釈によって運用されるおそれがあり、言論の自由・表現の自由を侵害する 危険があるため反対である。	
(同趣旨4件)	
国家がやるべき事を、県が前のめりになって罰則をつけるなど絶対反対。 罰則を設ける場合は、国民に公表して意見を聞くべきである。 周囲に外国人に対する偏見、嫌悪、誹謗中傷はなく、現状のままで問題はない。条例を施行する のであれば、日本人への嫌悪、差別、誹謗中傷についても罰則を明記すべきである。	この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。

差別と区別を取り違えてはならない。

多様性の強制が他人の多様性を抑え込むことになりかねない。既に存在する日本国憲法や民法などの各種法律で対応できる。

(同趣旨2件)

既存の法律等で対応可能であり、条例制定は不要である。骨子案を読んだが、抽象的で耳障りの 良い事が並べてあるだけで賛成できない。外国人や部落差別、性的少数者などに対する誹謗中傷な どが社会に多いような事が記載されているが、そんな事は聞いたことがない。

#### 即刻撤廃すべき

条例制定に断固反対する。

保護すべきは外国人ではない。日本人差別と日本分断に繋がる政策であるので容認できない。

(同趣旨79件)

人権尊重は大事だが、条例化して強制させるようなことになるのは反対である。

(同趣旨2件)

条例に反対する。

マイノリティーを重視するあまりマジョリティーが嫌な思いを持つおそれのある条例には反対である。

現在の日本では、不当な差別をすべきでないことは広く理解されており、すでに多様な方々との 共生ができている。訴えたもの勝ちになるような条例はかえって不公平を生むのでない方がよい。

日本に居住されるのであれば日本の文化を尊重し、従うことが当たり前である。知事の仕事は県民に対し住み良い国作りをするのが基本なのに逆に住みにくい国となっている。ヘイトスピーチ条例に断固反対する。

条例では問題を解決することができないため、県条例を制定する必要はない。県に「人権教育・ 啓発に関する愛知県行動計画」等以上のものを求めない。

日本で外国人が人権を利用している。外国人の優遇ばかりして、永住権まで手に入れだしたら日本がめちゃくちゃになるし日本人がいなくなる。

条例は無用。国の法律で十分である。

現在のような外国人参政権やトリエンナーレ等で話題になってる中での条例制定は反対である。

多様性とは、多民族国家が国を纏めるために使う言葉であり、単一民族の日本で過分に使用する と国家分裂を起こしかねない危険な言葉である。日本国民の「多様性」という言葉への認識が未熟 な現在、法令を定めるのは時期尚早である。

世界的に人権に対する意識が高まっていることに逆らっている。日本人の持つ人権はごく一部を除きすでに熟成してると思われるので時代遅れである。

日本とその国民を第一に条例整備することが必要である。

- 多様性という言葉で美化しているが、文化が違えば生活様式も違い、文化的に衝突することも出てくる。多様性は日本文化、伝統の破壊につながる。

安易に「愛知県人権尊重の社会づくり条例(仮称)」を制定すべきでない。

このままそっとしておく方がいい。

| 外国人の多様の文化というが、日本の文化は尊重しないのか。日本の文化などがなくされる方向 |ならこの条例はない方がいい。

ヘイト、マイノリティの条例を作れば、逆に大義名分ができ、差別を助長するだけ。日本人はヘイト感などほとんどない。

外国籍の人と付き合いがあるが、差別や偏見などはいっさい感じらない。今回提案される条例は、早急に決定する問題ではない。

全県民に周知し、県民の総意がその方向に向かった時に決定すればよい。

本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。

しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。

こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があるとの認識の下、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。

こうした包括的な人権条例とすることを基本としつつ、人権に関する法律の制定状況や、最近の人権課題の動向、また、「愛知県男女共同参画推進条例」や「愛知県障害者差別解消推進条例」など、本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況も踏まえて、「インターネット上の誹謗中傷の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」、「部落差別の解消に向けた取組の推進」、「性的指向及び性自認の多様性に関する県民の理解の増進に向けた取組の推進」に関する規定を設けた条例としており、様々な人権課題がある中で、人権課題に軽重をつけているものではありません。

や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があると考え、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。 この条例は、「批判」を禁止又は制限することを目的としたものではありません。また、「表現の自由」は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置付けられていると認識しており、条例の規定やその運用に当っては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害することがないように留意してまいります。  「拉致被害者の人権、日本人の人権を書かない条例には断固反対。日本の伝統や文化を破壊する目との条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、	インターネット、外国人、部落、性自覚自認の問題以外は、人権問題として扱わない条例は、「愛知県人権施策推進審議会(仮称)」を設置するのが目的の利権拡大条例で、賛成できない。	この条例は、多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない社会づくりを進めるための、包括的な人権条例とすることを基本としつつ、人権に関する法律の制定状況や、最近の人権課題の動向、また、「愛知県男女共同参画推進条例」や「愛知県障害者差別解消推進条例」など、本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況も踏まえて、「インターネット上の誹謗中傷の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」、「部落差別の解消に向けた取組の推進」、「性的指向及び性自認の多様性に関する県民の理解の増進に向けた取組の推進」に関する規定を設けた条例としており、様々な人権課題がある中で、人権課題に軽重をつけているものではありません。 条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題の解決のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しております。なお、それぞれの人権課題に対する具体的な取組については、条例で策定を義務付けることとしている「人権施策に関する基本的な計画」において定めることを明記してまいります。
画側を作り県民を戸惑かせたり、県民を害しめるならば直もに抗議する。日本国憲法に保障されている自由を實かす条例は必要ない。  「この不多を用しており、期限がを設ける方面を確か、これを体料することによって、差別の情報を目指しており、別無限でを設ける方面を確か。これを体料することによって、差別の情報を目指しており、別無限でを設ける方面とした。 「表現の自由と権利」を下生にありません。「「表現の自由と権利」を下されば、「表現の自由と権利」を下生に対しては、「表現の自由と権利」を下生に対しては、「表現の自由と権利」を下生に対しては、「表現の自由と権利」を下生に対しており、記事としてお助いしました。 「表現しており、効果後いされるおそれがある。「「SDGs」も無用であり、大村異版下で条例化 することに反対。  「本人だけが、効果後いされるおそれがある。「「SDGs」も無用であり、大村異版下で条例化 することに反対。  女性、子とも、魚酵を買い物料である。これは憲法で保障されている言論の自由を集りものであり、場所の強力の変更を目的としたというでは、は一般を方式した。 本具では、これまで、「人権教育・審経に関する意味保育動計画」等に基づき、人権教育・審経に関する 施策を指することになる。  民は権利を奪われることになる。  「人間教育・審経しいるとないは、インターネット上の誹謗中に答案 をないなから、人物とないます。「人性教育・審経に関する選集の合い、また、和なに人格と他性を審重し合いながら、文えん、のです。「この人の人性、多様化する様々な人権課題への股利を一の連絡があると考え、人権事前の理念を見たの皆様と共り、多様化を認め合い、また、和なに人格と他性を審重し合いながら文え合いのです。「この人の人性、対し、会様化する様々な人権課題への股利を一の連絡があるため、制制の人権、権害の人権、日本人の人権を書かない条例には新聞反対、日本の伝統や文化を破損する日は、「批判」を禁止又は制限することを目的とし、人なが人権等重ものものの一つとして役員付けられていると認誠しております。「この条例は、様本の人権を書かない条例として、人権に関する機能の関する関すると認定の経れております。」  「本教養を進生してよいりました」」  「人権教育・審経に関する意知を存住」、別えて、最近では、インターネット上の誹謗中に終することがないます。ことが、は、「、表現していると認誠といるが、大権事を発していまりました。  「本教養を選集してよいりました」」  「人権教育・審経に関する意知を存在」、別えて、最近に、今日に関する観をとのるとの認識の下、人権教育・審経に関する事とないます。また、「他的企作者を認定的なの異などもの、また、現在は、また、「本教育・管理といる」とい、人権を関係を存在、別えて、最近、ない、大権を対した。また、相応に、体験化、多様化と著述の合い、また、相応に、体験化、多様なども認らない、また、相応に、体験化、多様なども認らない、また、「本教育を発に関する理解しないといる。」  「本教養を選集しています。」  「本教養を関する事を発していまります。」  「人権教育・審経に関する表現を対しています。」  「人権教育・審経に関する表現を存在した」」とい、「人権教育・審経に関する表現を存在した」」とい、人権教育を発見した。これ、大権の自己を表現した。  「本教養を持定しています。」  「本教養を持	(同趣旨2件)	
をの他については、強差見としてお伺いしました。 女性、子ども、高齢者、同和問題(部落が別)、外国人等に対して、一切の批判をすることがで、 まなくなるため、条例に反対する。これは憲法で保障されている言論の自由を奪うものであり、 民は権利を奪われることになる。  本集では、これまで、「人権教育・啓発に関する受知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する 施策を推進してまいりました。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等 や 特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題な どもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、復権化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があると考 え、大権事重の理念を民民の情報と共有し、多様性を認め合い、また、相互に入格と個性を導重し合いなが ら、大場で事金の理念を見民の情報と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を導重し合いなが ら、大場で事金の理念を見民の情報と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を導重し合いなが ら、大場であることを目的としたものではありません。また、「表現の自由」 は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして依怙付けられていると認 職しており、条例の規定やもの理用に当っては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を本当に付款することを目的とし、人々が人権等重の理念に対する 関連を不当に侵害することがないように留意してまいります。  「批判」を禁止又は制限することを目的としたものではありません。また、「表現の自由」 は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして依怙付けられていると認 職しており、を利用してはいけない。 ・「批判」を禁止又は制度が含むとして、人権に関する教育や容をに係る施策を通して、 全ての人の人権が等重される社会分でりの実現に寄与することを目的とし、人々が人権等重の理念に対する 理解を深め、これを体科することによって差別の解消を目指してはおります。 本集では、これまで、「人権教育・序発に関する要如用に対象する要如用に対象する。 「社会の理解を表することを目的とし、人々が人権等重の理念に対する ・「私者の事を理解してない、人権を対容を関する。」等をに関する ・「大きな、「本な人権限題が存在し、加えて、表して、オンターネット上の誹謗中傷に関するとの ・「私者の事をとして、、を様性と多様化する様となな人権課題への取組を一層進める必要があるとの ・「政権、事金の代金)、「大きな、権権化・多様化する様と、なん、権限題への取組を一層進める必要があるとの ・「私者の事金、表し、人権が行る、対象で、大きな、といい、なが、また、相互に人格と個的な人を対する ・「人権の事のとして、、日本の事をとして、、日本の事は、日本の事をとして、、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」といい、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」と関係して、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」としている。 ・「本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」として、「大きな、日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」と知らな、日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「日本の事」といいる。「	罰則を作り県民を戸惑わせたり、県民を苦しめるならば直ちに抗議する。日本国憲法に保障され	与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。 「表現の自由」は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置付けられていると認識しており、条例の規定やその運用に当っては、「表現の自由その他日本国憲法の保障す
女性、子ども、高齢者、同和問題(部落差別)、外国人等に対して、一切の批判をすることができなくなるため、条例に反対する。これは憲法で保障されている言論の自由を奪うものであり、県 腹策を推進してまいりました。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題。さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化も様々な人権課題への服金を一層達める必要があると考え、人権専工の担金を見たのです。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化も様々な人権課題への服金を開達し合いなが、も支え合う、証一人取り残されることのない人権等車の社会づりを一層造めるため、包括的な人権条例を制定するものです。 この条例は、「批判」を禁止又は側限することを目的としたものではありません。また、「表現の自由」は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置付けられていると認識しており、条例の規定やその運用に当っては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害することがないように留意してまいります。  「本界では、この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、会にの人の人権が尊重される社会づくりの妥現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって活別の解剖を目指しております。  「本界では、これまで、人権教育・序発に関する要効場行動計画」等に基づき、人権教育・序発に関する機能を再よりの父母に対する理解を深め、これを体得することによって活別の解剖を目指しております。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップラれています。		
をなくなるため、条例に反対する。これは憲法で保障されている言論の自由を奪うものであり、県 民は権利を奪われることになる。  しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。 こうしたことから、本果では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があると考え、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う。誰一人取り表されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。 この条例は、「批判」を禁止又は制限することを目的としたものではありません。また、「表現の自由と権利」を不当に侵害することがいまうに留意してまいります。  「並敬徳害者の人権、日本人の人権を書かない条例には斯固反対。日本の伝統や文化を破壊する日ので制定されるこの条例は絶対に適してはいけない。  「政教被害者の人権、日本人の人権を書かない条例には斯固反対。日本の伝統や文化を破壊する日ので制定される社会づくりの実現に寄与することを目的とし、人々が人権等重の理念に対する理解を深め、これを体得することをがいまうに留意してまいります。  「本界では、大きな人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や容疑に係る施策を通じて、全での人の人権が尊重される社会づくりの実現に寄与することをおります。  この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や容疑に係る施策を通じて、全定の人の人権が尊重される社会づくりの実現に寄与ました。 この条例は、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別の言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。 こかしながら、今もなが、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別の言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。 こうしたことから、本界では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があるとの認め下、人権等車の社会づくりを一層進めるとめ、包括的な人権でなどよう合き、本人人権事題のとはつば、また、相互に人格と個性を尊重し合いながらえ合う。 こうしたことから、本界では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進めるとめ、包括的な人権でなどえ合う。 これたいまた。		- 1-1
的で制定されるこの条例は絶対に通してはいけない。	きなくなるため、条例に反対する。これは憲法で保障されている言論の自由を奪うものであり、県民は権利を奪われることになる。	施策を推進してまいりました。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があると考え、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。 この条例は、「批判」を禁止又は制限することを目的としたものではありません。また、「表現の自由」は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置付けられていると認識しており、条例の規定やその運用に当っては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害することがないように留意してまいります。
	拉致被害者の人権、日本人の人権を書かない条例には断固反対。日本の伝統や文化を破壊する目的で制定されるこの条例は絶対に通してはいけない。	全ての人の人権が尊重される社会づくりの実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって差別の解消を目指しております。本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があるとの認識の下、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権
(同趣旨2件)	(同趣旨2件)	

こんな重大な法案は県民にもっと周知し進めるべきであり、次回の知事選挙で争点にすべきである。やり方も含め断固反対。	このたびの意見募集につきましては、記者発表、本県WEBページへの掲載、「広報あいち」への掲載など、必要な周知を図っております。
基本的人権は日本国憲法で定められており、現行の法令により諸施策が講じられている。この条例を制定することにより、国と県の二重基準となり社会混乱をもたらす。 当該案では一概に「差別解消」を謳っているが、差別とは個人の主観的な価値観からくるものが原点である。そのため、差別の概念を一律に定義することは難しく、差別となるもの自体や定義は時代とともに変遷するものである。 「言論と表現の自由」を不当に統制しようという恣意的な悪意が見受けられる。	施策を推進してまいりました。
もう日本政府がヘイトスピーチ法を作っているのに何故、わざわざ愛知県が条例化するのか疑問。なぜ日本人へのヘイトが許され、外国人へのヘイトが許されない条例を制定しようとするのか。また、SDG s は人権とは関係ない事で、無理やり条例化しようとしている。	この条例は、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めるための、包括的な人権条例とすることを基本としつつ、人権に関する法律の制定状況や、最近の人権課題の動向、また、「愛知県男女共同参画推進条例」や「愛知県障害者差別解消推進条例」など、本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況も踏まえて、「インターネット上の誹謗中傷の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」、「書著差別のない社会づくりに向けた取組の推進」、「性的指向及び性自認の多様性に関する県民の理解の増進に向けた取組の推進」に関する規定を設けた条例としております。 愛知県は、2019年7月に「SDGs未来都市」に選定され、これを受けて策定した「愛知県SDGs未来都市計画」において、男女を問わず、若者から高齢者まで、さらには、障害の有無や国籍にかかわらず、多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会を目指しています。 本県では、これまで、「人権教育・啓発に関するを規定してまいりました。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があるとの認識の下、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。
人権を尊重されていないとする被害者はだれか。条例制定に反対である。	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に掲げているように、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題(部落差別)、外国人、感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的少数者、その他にも様々な人権をめぐる課題があるものと認識しております。
外国人、同和、LGBTに特化した条例は反対。あらゆる人が守られる条例にしなければ逆差別になる。	この条例は、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めるための、包括的な人権条例とすることを基本としつつ、人権に関する法律の制定状況や、最近の人権課題の動向、また、「愛知県男女共同参画推進条例」や「愛知県障害者差別解消推進条例」など、本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況も踏まえて、「インターネット上の誹謗中傷の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」、「部落差別の解消に向けた取組の推進」、「性的指向及び性自認の多様性に関する県民の理解の増進に向けた取組の推進」に関する規定を設けた条例としており、様々な人権課題がある中で、人権課題に軽重を付けているものではありません。条例では前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題の解決のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しております。

(宋例の内谷に対りの息兄)	10/14
意見概要	県の考え方
「人権教育・啓発に関する行動計画」にある、「女性・子ども・高齢者・障害者・感染症患者・ 犯罪被害者・ホームレス等」も、条例に位置づけるべきである。 (同趣旨3件) 女性、子ども、高齢者、障害者の人権問題にも配慮するものであれば、他の人権問題と同様に、 これらの具体的な取組についても示すべきである。	この条例は、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めるための、包括的な人権条例とすることを基本としつつ、人権に関する法律の制定状況や、最近の人権課題の動向、また、「愛知県男女共同参画推進条例」や「愛知県障害者差別解消推進条例」など、本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況も踏まえて、「インターネット上の誹謗中傷の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」、「性的指向及び性自認の
ワーキングプアなどを含めた労働問題、ジェンダー問題、発展途上国の人への行政の公権力による差別問題を、まず取り上げ、障害児者の項目を設けるべきである。	多様性に関する県民の理解の増進に向けた取組の推進」に関する規定を設けた条例としております。 条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障 害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めとし たあらゆる人権に関する課題の解決のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図 り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しております。
骨子の中に子どもに関する項目がないので、子どもの人権に関する項目を追加して頂きたい。	なお、それぞれの人権課題に対する具体的な取組については条例で策定を義務付けることとしている「人 一権施策に関する基本的な計画」において定めることを明記してまいります。
肝心なのは「どのような行為が差別行為に当たるか」である。	本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権に関する施策を総合的かつ計画的にに推進してまいりました。今後とも、この条例に基づき、あらゆる差別の解消と人権に関する課題の解決のため、人権に関する教育・啓発等の施策を進めてまいります。
全ての人の尊厳が守られる規範を共有することは必要であるので、そのための条例制定の動きをうれしく思う。一層前進したものになることを望む。本条例に、差別の禁止(差別的取り扱い及び差別的言動の禁止)が明記されるべきである。また、その対象には、人種、皮膚の色、民族、国籍、性的指向、性自認、社会的出身が盛り込まれるべきである。	あらゆる差別は許されるものではありませんが、日本国憲法の保障する「表現の自由」を制約することについては、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要と考えています。この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって差別の解消を目指してまいりたいと考えております。 なお、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民の皆様に周知し、理解促進を図ることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に繋げていくこととしており、禁止や罰則の規定を設ける予定はありません。
(同趣旨10件)	
人権侵害を受けた者に対し、被害者が裁判を起こさなくてもよく、かつ、実効性ある救済措置を 取ること、また、そのために専門的な第三者機関を設置することを求める。 (同趣旨3件)	人権に関する相談については、それぞれの分野ごとに県庁内各機関等が設置している相談窓口に加え、新たに人権全般の相談に関する総合窓口を設け、人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談窓口の案内を行うことを想定しております。この人権相談窓口では、女性、子ども、DVなど既存の人権相談窓口と連携し、適切に対応することにより、被害者の救済を図ってまいります。
骨子案では、人権侵害を受けた者に関し、「人権に関する相談」が項目としてあげられているが、被害者が裁判を起こさなくてもよく、かつ、実効性ある救済措置を取ること、また、そのために専門的な第三者機関を設置することを明記することを求める。「相談窓口の設置その他必要な体制の整備を行う」とあるが、相談を受けて法務局を紹介したり、訴訟手続きを説明するだけで終わってしまうのではないかという危惧がある。それでは現状と変わらず、人権侵害の救済としては不十分である。愛知県障害者差別解消推進条例第14条では、専門家や被害当事者などをメンバーとする専門的な第三者機関として愛知県障害者差別解消調整委員会を設置している。このような具体的な救済措置が本条例にも明記されるべきである。	なお、被害者救済のための第三者機関の設置に係る制度は法律により全国一律に整備されるべき事項であることから、全国知事会等を通じて、国に対して人権侵害による被害者救済制度の確立を要望しているところです。

人権条例制定を検討し、差別を解消しようとすることを素晴らしく思うので、実効性のある条例 にしていただきたい。

本条例に、差別の禁止(差別的取り扱い及び差別的言動の禁止)が明記されるべきである。また、その対象には、人種、皮膚の色、民族、国籍、性的指向、性自認、社会的出身が盛り込まれるべきである。

人権侵害を受けた者に対し、被害者が裁判を起こさなくてもよく、かつ、実効性ある救済措置を 取ること、また、そのために専門的な第三者機関を設置することを求める。

(同趣旨57件)

包括的な人権条例を策定することに、強く賛同する。

本条例に、差別の禁止(差別的取り扱い及び差別的言動の禁止)が明記されるべきである。 自分の言動に責任をもたせるために、禁止された差別的言動を行った場合に何らかのペナルティ を設けてほしい。

本条例に、差別の禁止(差別的取り扱い及び差別的言動の禁止)が明記されるべきである。また、その対象には、人種、皮膚の色、民族、国籍、性的指向、性自認、社会的出身が盛り込まれるべきである。

人権侵害を受けた者に対し、被害者が裁判を起こさなくてもよく、かつ、実効性ある救済措置を 取ること、また、そのために専門的な第三者機関を設置することを求める。

実効性のある条例を作ってほしい。

県条例の骨組みが、以下1・2の潮流を取り入れ愛知で活かす構成になっていればこそ、国内は もとよりアジアそして世界に通用する地方自治体としての資格があることになる。

1 ビジネスと人権に関する指導原則

国際連合 第17回人権理事会(2011年)にて 全会一致での決議

2 ビジネスと人権に関する行動計画

日本国 ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議にて策定(2020年10月)

あらゆる差別は許されるものではありませんが、日本国憲法の保障する「表現の自由」を制約することについては、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要と考えています。

この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、 全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を 深め、これを体得することによって差別の解消を目指してまいりたいと考えております。

なお、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民の皆様に周知し、理解促進を図ることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に繋げていくこととしており、禁止や罰則の規定を設ける予定はありません。

人権に関する相談については、それぞれの分野ごとに県庁内各機関等が設置している相談窓口に加え、新たに人権全般の相談に関する総合窓口を設け、人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談窓口の案内を行うことを想定しております。この人権相談窓口では、女性、子ども、DVなど既存の人権相談窓口と連携し、適切に対応することにより、被害者の救済を図ってまいります。

なお、被害者救済のための第三者機関の設置に係る制度は法律により全国一律に整備されるべき事項であることから、全国知事会等を通じて、国に対して人権侵害による被害者救済制度の確立を要望しているところです。

現在、企業活動における人権の尊重が注目されております。この条例には、「事業者の責務」の規定を設けることとしており、今後さらに、企業における人権尊重の取組が進むよう支援してまいります。

誰もが、愛知県に住んでいてよかった、と安心して暮らせるまちづくりのために、包括的差別禁 止条例の制定をお願いする。要望は、以下のとおりである。

- 1. 愛知県全体でのパートナシップ制度の導入
- 2. 三重県、岐阜県 (パートナーシップ制度導入を検討中) との連携協定 (県を跨ぐ転居などでも パートナーシップ制度が有効となるような条例)
- 3. アウティング禁止条例(三重県で実施済み)
- 4. 同性パートナーであっても遺族年金を受給できる仕組み作り
- 5. 国立市のような包括的差別禁止条例を導入
- 6. ヘイトスピーチ解消条例
- 7. ジェンダーを問わない暴力 (DV、性的暴行を含む) 廃止に関する条例
- 8. 技能実習法の遵守の確保・監視による技能実習制度の改善
- 9. 朝鮮学校差別の是正への取り組み
- 10. 部落差別解消推進条例の実施
- 11. 愛知県在住の外国人に対する日本人と同条件で住民投票権の実施
- |12. 公立校での制服選択の自由(もしくは高価でもある制服の廃止)

差別の定義を明確に示し、何が差別なのかを具体的にわかるようにしてほしい。 障害者だけでなくLGBTQ、不登校の方など、どのような方であっても差別を受けることなく、地 域の学校に通うことができ、必要な合理的配慮を受けられるようにすることを条例に明記してほし

あらゆる差別は許されるものではありませんが、日本国憲法の保障する「表現の自由」を制約することについては、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要と考えています。

この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって差別の解消を目指してまいりたいと考えております。

なお、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、「表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民の皆様に周知し、理解促進を図ることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に繋げていくこととしており、禁止や罰則の規定を設ける予定はありません。

その他については、御意見としてお伺いしました。

この条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、 障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と掲げることとしております。

また、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会を目指す旨を盛り込むこととしております。

憲法の基本的人権を踏まえ、特定の差別問題を特別扱いすべきない。少なくとも「部落差別をは じめ」などという表現は使用してはならない。

「人権」を冠する場合、県民的合意がもっとも重要であり、この合意を得るための努力を図るべ

差別解消の方策をはかる場合、憲法上の「表現の自由」は権利の中でも優位的位置を占めるもの であり、遵守されなければならない。

- ・「人権条例」であるなら、憲法の理念をうたい、具体的な人権項目を条例文に挿入すべきではな。 |い。私人間を対象にした差別問題が前面に出されており、人権の中心を占める公権力による人権侵 害が後景に退いている。今日の人権問題は、部落差別、ヘイトスピーチ、LGBTQ+、インター |ネット上の人権侵害のみに限定できるものでない。ましてや部落差別問題を特別扱いしてはならな |とされております。
- ・「人権条例」で、①「同和問題(部落差別)」、②「ヘイトスピーチ(外国人)」、③「性的少 数者」、④「インターネットモニタリング」、⑤「相談窓口」、⑥「人権に関する審議会」の6点 |をあげている。この 6 点のみで人権問題を網羅することは不可能であり、多様な人権問題が無視さ れる問題点をもっている。
- ・「人権条例」という場合、「県の責務」として「教育及び啓発活動の充実」「意識及び実態に係 る調査の実施」などが条文化されるが、人権問題を県民の差別意識だけに矮小化するようなことは 許されない。行政による制度の確立、条件整備の充実など、行政が本来成し遂げなければならない 課題を明確に位置づけるべきである。
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」を盾にした部落差別についての県条例化に強く反対す |る。その理由は、「部落差別の解消」と言いながら、旧身分の違いによる新たな垣根を人為的にし かも法的につくることは、部落差別の固定化、永久化の道となり、新たな差別をうみだしかねな。 V10

この条例は、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う誰一人取り残され ることのない社会づくりを進めるための、包括的な人権条例とすることを基本としつつ、人権に関する法律 の制定状況や、最近の人権課題の動向、また、「愛知県男女共同参画推進条例」や「愛知県障害者差別解消 推進条例」など、本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況も踏まえて、「インターネット上の 『誹謗中傷の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進』、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消 に向けた取組の推進」、「部落差別の解消に向けた取組の推進」、「性的指向及び性自認の多様性に関する 県民の理解の増進に向けた取組の推進」に関する規定を設けた条例としており、様々な人権課題がある中 で、人権課題に軽重をつけているものではありません。

なお、2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」により、地方公共団体は、部落差 別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるもの

また、条例には、教育・啓発等の人権施策の策定に加え、人権に関する相談窓口について明記しておりま

(同趣旨2件)

条例を制定するのはとても良いことであり、実践されることを望むので、もう少し、実践が可能

となるように、具体的な取り組みに向けての実施体制などについて追記していただきたい。 「具体的な取り組みの見える化」をぜひお願いしたい。

特に教育現場で、児童・生徒が小さいうちから人権意識をしっかり理解するように、教員研修を するなども考慮していただきたい。

また、特に愛知県は外国人市民も多いので、県内のあらゆる公共施設では多言語表示を増やすこ と、また、翻訳アプリを入れた情報機器の整備についても明記するか、実施する体制の明確化をお 願いできればと思う。

それぞれの人権課題に対する具体的な取組については条例で策定を義務付けることとしている「人権施策 こ関する基本的な計画」において定めてまいります。

その他については、御意見としてお伺いしました。

この条例が人権を尊重し差別をなくすために、真に実効性あるものとして機能するような条文に しなければならないが、この「条例骨子案」の内容では、差別言動を根絶することにはならないと |危惧する。

「愛知県行動計画」を策定し、さまざまな取組をすすめてきたが、差別事象はなくなっていな

この現実をふまえ、更に一層人権教育と人権啓発に努めるとともに、差別の根絶に務めなければ ならない。

で、当該者(団体)は啓発や公表のみでは差別言動や差別書き込みを止めないと思うからである。

本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する 施策を推進してまいりました。

しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等 や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題な どもクローズアップされています。

こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があると考 え、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いなが 例えば、差別言動、差別書き込みを行う者(団体)の多くは、いわば「確信犯」とも云えるもの | ら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を 制定するものです。

> あらゆる差別は許されるものではありませんが、日本国憲法の保障する「表現の自由」を制約することに ついては、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要と考えています。この条例は、人権に関す る教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、 人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、罰 則規定を設ける予定はありません。

今後とも、粘り強く人権教育・啓発を進めてまいりたいと考えております。

人権尊重の取り組みには大いに賛同するが、「不当な差別」と「正当な区別」が混同されること のないよう、お願いする。

差別を無くすべく少数の人々を救おうとするのは大切であるが、その結果、多数の人々が息苦し い思いをするのは本末転倒になってしまう。

「差別解消」が「逆差別」を産まないよう、充分に配慮されたい。

御指摘のことを留意しながら、あらゆる人権に関する課題の解消と人権に関する課題の解決のため、人権 尊重の社会づくりを推進してまいります。

差別をなくしてほしい。 インターネットの紙面に恐怖を感じた。このようなことをなくす条例にしてほしい。	この条例は、包括的な人権条例を基本としつつ、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」の条項も設けることとしております。
県が主体性を持って人権確立に取り組んでいくという言葉を入れてほしい。	この条例には、「県の責務」に関する規定を明記することとしております。
本条例に、差別の禁止(差別的取り扱い及び差別的言動の禁止)が明記されるべきである。また、その対象には、人種、皮膚の色、民族、国籍、性的指向、性自認、社会的出身が盛り込まれるべきである。 県が主体性を持って人権確立に取り組んでいくという言葉を入れてほしい。	あらゆる差別は許されるものではありませんが、日本国憲法の保障する「表現の自由」を制約することについては、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要と考えています。この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって差別の解消を目指してまいりたいと考えております。 なお、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関しては、日本国憲法で保障された「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を勘案して、その概要を公表し、どのような表現活動が不当な差別的言動に該当するかを、広く県民の皆様に周知し、理解促進を図ることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に繋げていくこととしており、禁止や罰則の規定を設ける予定はありません。また、この条例には、「県の責務」に関する規定を明記することとしております。
実効性のある条例を作ってほしい。 (同趣旨5件)	本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があると考え、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。
実効性のある条例を作ってほしい。 実効確保のためにどのような方法をとるか、そのためにどういう制度を作るかを強く意識していただきたい。 愛知県は、自動車産業などの大企業が多く、「ビジネスと人権」の観点も取り入れ、企業における人権侵害防止に努めることを採り入れていただきたい。	本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があると考え、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。現在、企業活動における人権の尊重が注目されております。この条例には、「事業者の責務」の規定を設けることとしておりますので、今後さらに、企業における人権尊重の取組が進むよう支援してまいります。
法や条例は、皆が守ることに意識するために重要なことである。	この条例により、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り
基本的人権の尊重として、まず、義務教育・家庭での躾が大事であると思う。先入観を持たず、仲良くできる日常が理想になるよう、条例をお願いしたい。 差別問題は自分に無関係だと思っている人が多いように思う。なぜ差別が起こるのか、差別はする人もされる人も無関心な人にとっても人の心や社会を貧しくしていくものであるとする文言を入れていただきたい。	
他人のプライバシーを不当に侵害する方々の人権を守るよりも、人権侵害される方々を守れるように、例えば侵害した人への罰則として、国に保障されている人権の一部を停止又は剥奪してもよいと思う。 愛知県が、最初の罰則規定を作った県になるようにしてほしい。 罰則があると抑止力があると思う。	あらゆる差別は許されるものではありませんが、日本国憲法の保障する「表現の自由」を制約することについては、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要と考えております。被害を受けた方に対しては、人権に関する相談窓口で対応をしてまいります。 この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はございません。

人権尊重における先進的な条例を作ってほしい。 (同趣旨4件)	この条例は、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う誰一人取り残されることのない社会づくりを進めるための、包括的な人権条例とすることを基本としつつ、人権に関する法律の制定状況や、最近の人権課題の動向、また、「愛知県男女共同参画推進条例」や「愛知県障害者差別解消推進条例」など、本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況も踏まえて、「インターネット上の誹謗中傷の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」、「普及び性自認の多様性に関する県民の理解の増進に向けた取組の推進」に関する規定を設けた条例としております。
人権侵害を受けた者に対し、被害者が裁判を起こさなくてもよく、かつ、実効性ある救済措置を取ること、また、そのために専門的な第三者機関を設置することを求める。 ネットの書き込みがひどいので、書き込みをした人に罪の意識を持たせてほしい。	人権に関する相談については、それぞれの分野ごとに県庁内各機関等が設置している相談窓口に加え、新たに人権全般の相談に関する総合窓口を設け、人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談窓口の案内を行うことを想定しております。この人権相談窓口では、女性、子ども、DVなど既存の人権相談窓口と連携し、適切に対応することにより、被害者の救済を図ってまいります。 なお、被害者救済のための第三者機関の設置に係る制度は法律により全国一律に整備されるべき事項であることから、全国知事会等を通じて、国に対して人権侵害による被害者救済制度の確立を要望しているところです。 この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって差別の解消を図ってまいりたいと考えております。
差別をした人に対し、県が注意などできるようなことを入れてほしい。	この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、指導、助言等の措置に係る規定を設ける予定はありません。
(同趣旨2件) 時代の変化に伴い、人権のあり方が変容するため、柔軟な対応ができる条例の制定を求める。	人権施策は、人権を取り巻く社会状況の変化等を踏まえたものであることが必要ですので、人権を取り巻   く社会状況の変化等に応じて、適切に対応してまいります。
「人権」「差別」の定義を記載し、差別の種類を記載すること。 障害者権利条約を批准した国として、障害者権利条約を根拠とした条例にしなければならない。 他の自治体の条例と同じ内容に留まることなく、より実効性の高い仕組みを設けるべきである。	この条例では、それぞれの差別に起因する人の「属性・状態等」について、前文に「人種、国籍、民族、 信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による差別が存在する
激しさを増す障害者差別の根絶に向けて、具体的で実効性のある施策を立て、盛り込んでいたがきたい。	本県では、これまで、「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害者の人権に関する課題への取組を進めるとともに「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」において、「障害者」を重要課題の一つとして位置付け、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。この条例制定後は、障害者を始め様々な人権課題について、人権教育・啓発に関する施策をより一層推進してまいります。
他県と比べて踏み込み不足である。	本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題や、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があるとの認識の下、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う誰一人取り残されることのない社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。

「人権教育・啓発に関する行動計画」にある、「女性・子ども・高齢者・障害者・感染症患者・ この条例は、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う誰一人取り残され 犯罪被害者・ホームレス等」も、条例に位置づけるべきである。 ることのない社会づくりを進めるための、包括的な人権条例とすることを基本としつつ、人権に関する法律 本条例に、差別の禁止(差別的取り扱い及び差別的言動の禁止)が明記されるべきである。ま の制定状況や、最近の人権課題の動向、また、「愛知県男女共同参画推進条例」や「愛知県障害者差別解消 た、その対象には、人種、皮膚の色、民族、国籍、性的指向、性自認、社会的出身が盛り込まれる 推進条例」など、本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況も踏まえて、「インターネット上の 誹謗中傷の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消 べきである。 条例に実効性を持たせるためには、罰則規定および条例違反者住所氏名の公表が必須である。 に向けた取組の推進」、「部落差別の解消に向けた取組の推進」、「性的指向及び性自認の多様性に関する 県民の理解の増進に向けた取組の推進」に関する規定を設けた条例としております。 条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障 害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めとし たあらゆる人権に関する課題の解決のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図 り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しております。 なお、それぞれの人権課題に対する具体的な取組については条例で策定を義務付けることとしている「人 権施策に関する基本的な計画」において定めることを明記してまいります。 あらゆる差別は許されるものではありませんが、日本国憲法の保障する「表現の自由」を制約することに ついては、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要と考えています。 この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄 与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の 解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。 ・人権侵害を受けた者に対し、被害者が裁判を起こさなくてもよく、かつ、実効性ある救済措置を この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄 取ること、また、そのために専門的な第三者機関を設置することを求める。 与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の ・実効性確保のため、氏名を含む公表の措置や過料を定めるようにしてほしい。 解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。 なお、被害者救済のための第三者機関の設置に係る制度は法律により全国一律に整備されるべき事項であ ・何が人権侵害なのかの判断は、人権問題の専門家や差別を受けやすいマイノリティ当事者で構成 される第三者機関が行うようにしてほしい。 ることから、全国知事会等を通じて、国に対して人権侵害による被害者救済制度の確立を要望しているとこ 人権に関する相談については、それぞれの分野ごとに県庁内各機関等が設置している相談窓口に加え、新 たに人権全般の相談に関する総合窓口を設け、人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談窓口の案内 を行うことを想定しております。この人権相談窓口では、女性、子ども、DVなど既存の人権相談窓口と連 携し、適切に対応することにより、被害者の救済を図ってまいります。 その他については、御意見としてお伺いしました。 人権侵害の被害者が救済を申し立てられる制度を設けることを求める。 人権に関する相談については、それぞれの分野ごとに県庁内各機関等が設置している相談窓口に加え、新 加害者に対する勧告にとどまらず、差別解消の実効性確保のために氏名を含む公表の措置や過料 たに人権全般の相談に関する総合窓口を設け、人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談窓口の案内 を行うことを想定しております。この人権相談窓口では、女性、子ども、DVなど既存の人権相談窓口と連 を定めることを求める。 人権侵害の実質的な判断は、人権問題の専門家やマイノリティ当事者で構成される第三者機関が↓携し、適切に対応することにより、被害者の救済を図ってまいります。 行うこと、を求める。また、個人を特定しない不特定の集団に対する不当な差別的言動について なお、被害者救済のための第三者機関の設置に係る制度は法律により全国一律に整備されるべき事項であ |も、その属性を有する者は救済を申し立てられるようにするべきである。 ることから、全国知事会等を通じて、国に対して人権侵害による被害者救済制度の確立を要望しているとこ この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄 与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の 解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。 その他については、御意見としてお伺いしました。 概ね賛成だが、どういったものが中傷に当たるかなどの具体的な事例がなくわかりにくい。 この条例では、それぞれの差別に起因する人の「属性・状態等」について、前文に「人種、国籍、民族、 信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による差別が存在する とともに」と掲げる予定です。

部落差別を他の人権課題と並列に置く際は、必ず始めにもってくる。 この条例は、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残さ れることのない人権尊重の社会づくりを進めるための、包括的な人権条例とすることを基本としつつ、人権 「障がい者」についての記述がない。インクルーシブ教育という共生に適切な事例がある。 自治体に啓発を促す際に、「地域の実情に応じた啓発等の施策」という表現は何もやらない事を に関する法律の制定状況や、最近の人権課題の動向、また、「愛知県男女共同参画推進条例」や「愛知県障 言ってるに等しい。部落のないところには手を抜いていると感じる。 害者差別解消推進条例」など、本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況も踏まえて、「イン 人権という言葉は難しいため、例えば、共生、多様性など、もう少し感性に訴えかける表現を使 | ターネット上の誹謗中傷の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」、「本邦外出身者に対する不当な差 別的言動の解消に向けた取組の推進」、「部落差別の解消に向けた取組の推進」、「性的指向及び性自認の うべきである。 多様性に関する県民の理解の増進に向けた取組の推進」に関する規定を設けた条例としております。 条例の前文では、それぞれの差別に起因する人の「属性・状態等」について、「人種、国籍、民族、信 条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による差別が存在すると ともに」と掲げる予定です。この記載の順序は「日本国憲法」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法 律」等を参考としており、記載の順序により問題の軽重を表したものではございません。 本県では、これまで、「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害者の人権に関する課題への取組 を進めるとともに「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」において、「障害者」を重要課題の一つとし て位置付け、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。 この条例制定後は、障害者を始め様々な人権課題について、人権教育・啓発に関する施策をより一層推進 してまいります。 その他については、御意見としてお伺いしました。 包括的な人権条例と言いながら「インターネット差別」「ヘイトスピーチ差別」「部落差別」 多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う誰一人取り残されることのない 「性的指向、性自認」の4項目を特別に取り組むのはなぜか。 社会づくりを進めるための、包括的な人権条例とすることを基本としつつ、人権に関する法律の制定状況 差別という言葉が多く出てくるが、差別の定義とは何か を説明する必要があるのではないか。 や、最近の人権課題の動向、また、「愛知県男女共同参画推進条例」や「愛知県障害者差別解消推進条例」 また多様な差別について、具体的にどのようなことが差別にあたるのか示してほしい。 など、本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況も踏まえて、「インターネット上の誹謗中傷の 「人権尊重の社会づくり条例」は大変すばらしい条例だと思うが、県民の意識が変わるような具「未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取 組の推進」、「部落差別の解消に向けた取組の推進」、「性的指向及び性自認の多様性に関する県民の理解 |体性のあるような内容にならないか。理念のみになっていないか。 違反した場合の罰則規定を設けることはできないか。 の増進に向けた取組の推進」に関する規定を設けた条例としております。 条例では、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障 害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めとし たあらゆる人権に関する課題の解決のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図 り、人権尊重の社会づくりを推進していくことを目指しております。 なお、それぞれの人権課題に対する具体的な取組については条例で策定を義務付けることとしている「人 権施策に関する基本的な計画」において定めることを明記してまいります。 あらゆる差別は許されるものではありませんが、日本国憲法の保障する「表現の自由」を制約することに ついては、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要と考えております。この条例は、人権に関 する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、 人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、罰 則規定を設ける予定はありません。 このような条例が必要であるのか甚だ疑問である。机上の空論ではなく、県で把握している具体 本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する 的な人権侵害事例を例示した上で議論をすべきである。 施策を推進してまいりました。 外国人投票権や外国人参政権に反対しただけで、人権侵害と見做される可能性がある. この可能 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等 |性を排除する条文が必要である。 や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題や、さらに、性的指向や性自認に関わる問題 などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があるとの 認識の下、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合 いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権 条例を制定するものです。 「表現の自由」は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置付 けられていると認識しております。したがいまして、条例の規定やその運用において、「表現の自由」を不 当に侵害することがないように留意してまいります。

人権擁護法案に類似してはならない。 逆差別や報道統制、言論の自由を脅かす危険性がある。県民、市民をを分断しかねない。公平公正を欠いている。	この条例は、人権に関する教育・啓発、人権に関する相談に対応する窓口の設置などを具体的な施策として位置付けており、廃案となった人権擁護法案とは異なるものです。 「表現の自由」は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置付けられていると認識しております。したがいまして、条例の規定やその運用において、「表現の自由」を不当に侵害することがないように留意してまいります。
今回の人権に関わる条例に関しても、特に世代に渡って日本に住む日本国籍の住民を「決して差別する側に固定しない」ことが非常に重要である。	御意見としてお伺いしました。
愛知県人権尊重の社会づくり条例(仮称)骨子案には、外人選挙権の入り口の法案である。	この条例は、外国人の選挙権との関連を有するものではありません。
万一罰則を設けるのであれば、日本人のみでなく、本邦外出身者に対して公平に設けるべきである。 日本人を1番に考えて条例を作って欲しい。参政権は内政干渉につながるため、外国人に付与すべきでない。	与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の
人権尊重は重要だが、「本邦外出身者」とか「部落」等、保護される人を限定することは、社会の分断を生む。 誹謗中傷やヘイトからは、全ての人が保護されるべきであり、憲法で保障される法の下の平等に即した条例の整備を希望する。 日本人に対するヘイトも許されるべきではない。 ましてや、知事や審議会と言った一部の人で決めつけることがあってもいけない。 他自治体で既に施行されている同様の条例には、多様性を謳いながら日本人への差別、ヘイトスピーチが横行するという欠点が露呈している。 全ての県民の人権を守るべく、国籍の別無く適用されるべき条例である事を第一に考え、それが実現不可能な場合は条例制定そのものを白紙に戻す勇気を持っていただきたい。 (同趣旨24件)	施策を推進してまいりました。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題や、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があるとの認識の下、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う誰一人取り残されることのない社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。
外国人に対するヘイトのみに焦点を当てた条例を意図しているのか。そうでないとするなら、それをどのように担保するのか。	
愛知県民が不利になり、本邦外出身者が有利になるようなことはやめるべき。日本人のみ罰則を 科すことはやめるべき。	本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題や、さらに、性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があるとの認識の下、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う誰一人取り残されることのない社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。 この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としており、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。
本邦外出身者からの日本国民に対する誹謗、中傷、差別発言に対する対策も人権尊重の社会づくり条例の文言に入れてほしい。	この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、 全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を 深め、これを体得することによって差別の解消を図ってまいりたいと考えております。
外国人が日本及び日本人に対して行うヘイトスピーチを、もっと厳しく取り締まる条例を是非 作ってほしい。	この条例は、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することによって、差別の解消を目指しており、罰則規定を設ける予定はありません。

我ら日本民族に対しては、差別的処遇を固定化することに躊躇がないどころか率先して断行しよ この条例は、様々な人権課題を包括した人権条例として、人権に関する教育や啓発に係る施策を通じて、 全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としており、人々が人権尊重の理念に対する うとしているが、北朝鮮に拉致された人権侵害に対しては、当該愛知県人権条例には一切明記され | ていない。 理解を深め、これを体得することによって差別の解消を図ってまいりたいと考えております。 本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する 中国におけるウイグル問題に関しても愛知県人権条例に全く記載されていない。 施策を推進してまいりました。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等 や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題や、さらに、性的指向や性自認に関わる問題 などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があるとの 認識の下、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合 いながら支え合う誰一人取り残されることのない社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定す るものです。 「表現の自由」は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置付 ヘイトスピーチ対策に重きをおいているようにみえるが、知事に対する全うな批判を「ヘイトス | けられていると認識しております。したがいまして、条例の規定やその運用において、「表現の自由」を不 ピーチ」に認定して、葬り去ろうということか。 - 最大の人権問題は家庭における児童虐待や学校におけるいじめであろうが、そのような喫緊の問 |当に侵害することがないように留意してまいります。 |題はどこかにおいてヘイトスピーチだのLGBTだのとという問題に重きをおいている。 本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する 施策を推進してまいりました。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等 や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題や、さらに、性的指向や性自認に関わる問題 などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があるとの 認識の下、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合 いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権 条例を制定するものです。 各人権課題は、それぞれ別の問題を有しておりまとめてしまうことは、あまりに無謀である。 本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する 今回の条例は法的拘束力が無いにしても、より多くの憎悪と差別を生む、大変危険なものである┃施策を推進してまいりました。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等 と危惧している。 や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題や、さらに、性的指向や性自認に関わる問題 などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があるとの 認識の下、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合 いながら支え合う誰一人取り残されることのない社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定す るものです。 それぞれの人権課題に対する具体的な取組については、条例で策定を義務付けることとしている「人権施 策に関する基本的な計画」において定め、粘り強く、継続的に進めてまいります。

#### 14 人権施策及び県政に関する意見等

意見概要	県の考え方
条例制定の経緯について、現状の問題をよく把握していると感じた。 アジア大会を契機に共生社会の推進の実現を目指すとあるが、東京オリンピックが同じような目標を掲げながら、日本の大会関係者がそれとは相反する言動が多く、国際社会から日本が大きく遅れていることを証明してしまった事はとても残念に感じている。アジア大会では同じような事が起きないようにしっかりとした条例を制定し、また努力義務であってもしっかりと運用される事を望む。	
時代にあった条例となるよう、何年かごとの見直しを求める。 (同趣旨4件)	人権施策は、人権を取り巻く社会状況の変化等を踏まえたものであることが必要ですので、人権を取り巻く社会状況の変化等に応じて、適切に対応してまいります。
障害者施設の職員による利用者への暴行事件をなくすために、障害者のことをについて啓発をしてほしい。	本県では、これまで、「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害者の人権に関する課題への取組を進めるとともに「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」において、「障害者」を重要課題の一つとして位置付け、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。 この条例制定後は、障害者を始め様々な人権課題について、人権教育・啓発に関する施策をより一層推進してまいります。

差別事案が発生した際に、それが差別にあたるどうかを第3者の視点でしっかりと判断できる人材を育成してほしい。そのために、差別を受けやすい様々な当事者の意見や経験を直接学ぶ機会をつくってほしい。	人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。 この条例制定後は、様々な人権課題について、人権教育・啓発に関する施策をより一層推進してまいりま
教育の面から、職業に対する社会的必要性をわかりやすく理解してもらえるように、一層努力してほしい。	
そもそも「人権」とは具体的にどのような権利なのかを知らないのではないか。	
まずは、日本国憲法に基本的人権が謳われていることを広く周知徹底し、自由・権利には義務も伴うことを周知することが必要である。	
日本に多くの在日コリアンがいる歴史について、公教育で教えてほしい。 日本人の人権尊重意識が足りないので有れば子供の教育を充実させたり、県庁HPや YouTubeで具体的事例と解決策を番組にして掲載すればよいと思う。	
愛知県では、他県に比べ、人権教育が少ない。外国人などに対する問題意識形成は、学校教育を 基本に行われるべきと考える。そのために、小学校から高等学校での教育課程で、人権教育に力を 入れることを強く求める。 また、条例制定に向けて、県内の外国人の代表者等で構成される意見聴衆会を開催することを要 求する。	権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。 この条例制定後は、様々な人権課題について、人権教育・啓発に関する施策をより一層推進してまいりま
まずは、人権教育を進めることが必要。 それと合わせ、外国人定住者数を決めるべき。労働力不足のために外国人を極端に増やすこと は、日本人との間に軋轢が生まれ、日本人・外国人双方にとって好ましくない。	
保育・教育機関に従事する人や行政担当者に対し、「障害者平等研修」を受けてほしい。また、 愛知県立高校の環境整備を実施し、障害があっても学ぶことができるようにするべきである。 条例についてのホームページには、差別の定義や具体的事例などを記載し、周知・啓発してほしい。	御意見としてお伺いしました。
学校・病院・入所施設における虐待について、ネット通報できる仕組をつくるべきである。	
差別をした企業は公表すべきである。	御意見としてお伺いしました。
差別をした人に罰則を与えるのではなく、平等を進めた人を賞賛、減税するような政策を取り入れてはどうか。	御意見としてお伺いしました。
毎年1回、県議会に、人権条例の年次報告をするべきである。審議会の構成員から、現状報告と 今後の課題の提案がなされることが望ましい。また、これまでの人権啓発活動についても報告をし てほしい。	
差別は、差別の連鎖を引き起こすものであり、強く罰せられるような法改正につなげてほしい。	御意見としてお伺いしました。
従来法などで十分でない点が何かが分からない。	この条例は、多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない社会づくりを進めるための、包括的な人権条例とすることを基本としつつ、人権に関する法律の制定状況や、最近の人権課題の動向、また、「愛知県男女共同参画推進条例」や「愛知県障害者差別解消推進条例」など、本県における個別の人権課題に関する条例の制定状況も踏まえて、「インターネット上の誹謗中傷の未然防止と被害者支援に向けた取組の推進」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」、「部落差別のない社会づくりに向けた取組の推進」、「性的指向及び性自認の多様性に関する県民の理解の増進に向けた取組の推進」に関する規定を設けた条例としております。
批判と誹謗中傷の垣根は非常に曖昧であり、人権を重視しすぎると言論の自由まで抹殺される危険がある。 公人に対しては、一般人とは異なり、ある程度の批判は仕方ないと考える。また、県知事などの公人はTwitterでブロックするのを禁止にすべきである。	「表現の自由」は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置付けられております。したがいまして、施策の実施に当たっては、「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利」を不当に侵害しないように留意してまいります。 その他については、御意見としてお伺いしました。
条例案の表現が曖昧で、後付けで論理解釈ができるという点に問題がある。また、コロナ禍においては、県民の経済状況の改善に尽力すべきである。	
自治体によっては、多文化共生と多様性重視し、日本人の権利や立場がないがしろにされている 地域がある。外国人参政権などについては、まかり間違えばその外国人の母国による内政干渉にあ るものである。人権保護に名を借りて、日本人と同等の権利を与えることに疑問がある。	
日本においては、日本人が最優先である。なぜ、世界中で日本だけが差別主義国家のように言われなければならないのかが分からない。差別をやめさせようとして、逆差別を生んでいるということを認識してほしい。	この条例の目的は、人権施策を推進し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会を目指すことにあります。

愛知県はなぜ日本人差別をするのか。	この条例により、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り 残されることのない人権尊重社会づくりを進めてまいります。
	2016年には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定されております。また、近年、国会で性的少数者への理解増進のための法律の整備に向けて調整が進められ、その必要性についての認識が高まっております。本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、様々な人権課題について人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。この条例制定後は、様々な人権課題について、人権教育・啓発に関する施策をより一層推進してまいります。
常に少数派を是、多数派を悪とし、少数派による多数派の抑圧を肯定するのは、分断と同じである。	本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、様々な人権課題について人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。 この条例制定後は、様々な人権課題について、人権教育・啓発に関する施策をより一層推進してまいります。
(同趣旨2件) 実生活でもインターネット上でも、日本人に対する誹謗中傷にあふれている。まずは、日本人の人権を守るべきである。 (同趣旨2件) 「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等を県民に広報すれば足りる。	施策を推進してまいりました。
表現の不自由展以降、反日政策が加速している。ヘイトスピーチ条例を進めるなら、次の知事選での不支持、リコールを視野にいれる。 (同趣旨2件)	御意見としてお伺いしました。
日本国民への保護についても記載し、条例の必要性を県民に対してしっかりと説明した上で、パブリック・コメントを提出しやすい方法で実施するべきである。	この条例の目的は、人権施策を推進し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら 支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会を目指すことにあります。 その他については、御意見としてお伺いしました。
あいちトリエンナーレ2019の「表現の不自由展」の展示は、問題としないのか。 また、今回の意見を集める方法を宣伝しないまま条例を成立させようとしている。	本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があると考え、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。 このたびの意見募集につきましては、記者発表、本県WEBページへの掲載、「広報あいち」への掲載など、周知を図っております。
	このたびの意見募集につきましては、記者発表、本県WEBページへの掲載、「広報あいち」への掲載など、周知を図っております。
条例や意見募集について偶然知った。もっと広く周知すべきである。また、愛知県でこの条例が必要であるのか、この骨子案ではわからない。他県と比較した状況などを具体的に挙げるなどして、条例の必要性を県民に対して問うべきである。	本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。 しかしながら、今もなお、様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、インターネット上の誹謗中傷等や、特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の問題、さらに性的指向や性自認に関わる問題などもクローズアップされています。 こうしたことから、本県では、複雑化・多様化する様々な人権課題への取組を一層進める必要があると考え、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを一層進めるため、包括的な人権条例を制定するものです。 このたびの意見募集につきましては、記者発表、本県WEBページへの掲載、「広報あいち」への掲載など、周知を図っております。 その他については、御意見としてお伺いしました。

条例や意見募集について偶然知った。もっと広く周知すべきである。 北朝鮮人権侵害問題啓発週間について、人権推進課のホームページで熱心に広報しておらず、拉 致被害者に対する人権を軽視している。	本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。 この条例制定後は、様々な人権課題について、人権教育・啓発に関する施策をより一層推進してまいります。
物議を呼ぶ条例であるので、県民討論会が必要である。	御意見としてお伺いしました。
意見募集の別紙様式のWordファイルを記入の上、提出する方法は、一回でダウンロードできず、 段階を分けてやらないとダウンロードできなかった。	改善につなげてまいります。
もし今回の条例が良しとすると、「インターネット上ではNG、ただし知事の認める表現方法はOK」と捉える事も可能になり、あいちトリエンナーレにおいて、大村知事が記者会見で行っていた「表現の自由」と矛盾する。	御意見としてお伺いしました。
(同趣旨2件)	
あいちトリエンナーレの際の大村知事の言動は信頼できない。	御意見としてお伺いしました。
地方が外国人を受け入れる場合、法の遵守を誓わせることが重要である。	御意見としてお伺いしました。
ウイグル人権弾圧に関する対中非難決議を出すべきである。	御意見としてお伺いしました。
啓発のための冊子について、配布対象と内容を事前に協議してほしい。学校に配布するのであれば、その保護者の意見も聞くべき。子どもに対し、親の知り得ない事象を広められるのは許せない。	御意見としてお伺いしました。
	御辛目ししてお信いしました
県民は困窮しているため、名古屋市のように減税し、経済の立て直しが急務である。 愛知県の個人情報の管理体制にも重大な問題があり、「2020年5月5日に愛知県新型コロナウイルス感染症に関するWebページ上の患者に関する非公開情報を誤って掲載した件」を例にとっても明らかである。 このような無駄な政策に税金を使うのはやめるべき。県の予算は限られており、例えば県民税減税や「児童虐待防止の為の児童相談所の機能強化」に財政支出するほうが建設的である。	してまいります。 その他については、御意見としてお伺いしました。
日本の法律、習慣、道徳などの理解が不十分であるために、外国人の犯罪が多発しており、外国人に対する積極的な周知・教育に力を入れていただきたい。 多様性とは、それぞれの文化やアイデンティティを尊重し、お互いに理解し、尊重してはじめて成立する。外国人は、日本の文化に接することを楽しみに来日していると推察する。日本の文化や習慣を積極的にアピールしてほしい。	
国籍の違いは差別ではない。外国人に対し、日本人と同じような人権、給付金などは与えないでほしい。 あいちトリエンナーレのような企画を通してしまう行政の人権意識について、疑問を感じる。ヘイトスピーチ防止は、あたかも人権を守るために大切な活動のように思われるが、日本人への中傷は無視したものである。しっかりと事実を見え据えて、条例を制定するべきである。	
「誰一人取りこぼさない」としているが、ワクチン未接種者に対する差別の問題、拉致被害者に対する問題、学校のいじめに対する問題について言及していない。この条例は、「愛知県人権施策推進審議会(仮称)」の設置が目的の利権拡大条例である。 コロナワクチン未接種者に対する差別禁止条例の制定を求める。 コロナワクチン未接種者に対する差別禁止条例の制定を求める。また、マスク未着用者入店不可のお店もなくすように県から指示をしてほしい。 国は外国人労働者の受入れに積極的であるが、外国人労働者が国民と等しく税金を納め居住し日本語が話せるのであれば、日本人労働者と同等に扱って構わない。しかし、国や県が外国人労働者に肩入れし、税金による支援を行うのであれば、国や県に対して訴えを起こす。また、ワクチンパスポートの導入について反対である。	
役所に行ったとき、窓口の対応が不適切だった。 また、職場で自身の属性をアウティングされた。	御辛日   1 マわ与   1 ナ   キ
行政からのコロナ感染者に関する情報提供について、どういう状況で感染した人がいるのか、どの地区で感染した人がいるのか、という情報もあった方が効果があると思うので、適切な運用をしてほしい。	御意見としてお伺いしました。